

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

平成26年10月10日 開会 9時56分 閉会 14時30分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

西田久志	大鳴二郎	西村慎次郎	三宅文雄
藤原浩司	宮地俊則	森下金三	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	長野 隆
総務部次長	川田純士	会計管理者	笛井 洋
監査委員事務局長	小出堅治	秘書広報課長	妹尾 光朗
企画課長	山下浩道	定住促進課長	唐木英規
財政課長	渡邊聰司	税務課長	佐藤和也
芳井支所長	三宅孝一	美星支所長	金高常泰
総務部検査参事	井上和志	消防団参事	長川行雄
財政課長補佐	久安伸明	総務課長補佐	藤原雅彦
教育長	片山正樹	教育次長	山田正人
学校教育課長	川上吉弘	生涯学習課長	田辺晶則
生涯学習課参事	綾仁一哉	文化課長	武田吉弘
スポーツ課長	宮良人	図書館長	山本高史
学校給食センター所長	土井義宏	市立高校事務長	三村信介
庶務課長補佐	飛田圭三		

(3) 事務局職員

事務局長 三宅道雄 事務局次長 岡田光雄
主任 藤井隆史

6. 傍聴者

- (1) 議員 河合謙治、柳井一徳、坊野公治、簗戸利昭、三輪順治、佐藤 豊
藤原清和、森本典夫
- (2) 一般 1名
- (3) 報道 1名

7. 発言の概要

委員長（西田久志君） 若干早いようでございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 皆さんに改めましておはようございます。

昨日からといいますか、E S Dのユネスコ世界会議が岡山で開幕したということでございます。世界中がこの会議を注目しておりますが、ぜひともいい成果を上げてほしいなというふうにも思っているところであります。

それから、50年前のきょうが、1964年昭和39年、この日が東京オリンピックが開会をいたしました。アジア初ということで、金メダルも16個とったということで、非常に湧いたときであります。その東京オリンピックを目指して東海道新幹線も開業したという、非常に戦後20年を控えて戦後の混乱期から急成長、そして安定成長という形で、それぞれの時代で知恵を絞って日本人もやってきたなというふうにも思っているところであります。

それから、もう6年後に、2020年になりますが、2度目の冬季オリンピックとの開催が決まっております。これから6年後という中で、誰もが自分ももう一度その冬季オリンピックを見たい、あるいは初めてのオリンピックだと言われる方もおられるんだろうと思いますが、非常にこういうことを契機に飛躍していきたい。井原もそれに乗っていきたいというふうにも思っているところであります。

さて、そうした中、本日は総務文教委員会を開催いただきまして、皆様方にはご多用の中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

この委員会に付託されております事案でありますが、事件案件が1件ということと、請願が1件ということになっております。慎重に審議をいただきながら適切なご決定を賜りたい

というふうにも思っております。なお、お手元に報告事項の資料を配付させていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

委員長（西田久志君） 本委員会に付託されました案件は、議案第49号 新市将来構想建設計画の変更についてと請願第5号 憲法解釈変更の閣議決定の撤回を求める請願でございます。

これより議事に入ります。

〈請願第5号 憲法解釈変更の閣議決定の撤回を求める請願〉

委員長（西田久志君） 初めに、紹介議員の説明を求めます。

紹介議員（森本典夫君） おはようございます。この請願については、今読み上げられました請願理由のところに、なぜこの請願を出したかということが書かれています。その中で中段で、とりわけ集団的自衛権をめぐる議論については、これまで国会において積み重ねられ、政府は集団的自衛権の行使を違憲とする立場を半世紀以上にわたって維持してきたものであり、これを無視して強引に解釈を変えることは、歴代政府が築いてきた憲法解釈を乱暴に否定するものであり、どんな条件をつけたとしても到底主権者国民の理解を得られるものではありませんというところとか、それから後段で、ましてや日本が武力攻撃を受けていない相手に対する武力行使を容認することは、どんな条件をつけても国権の発動たる戦争と武力による威嚇または行使と、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄し、この目的を達成するために陸海空の戦力を保持せず、国の交戦権を認めないとしている憲法第9条に違反し、自衛隊員が戦闘で人を殺し殺される事態を引き込み、日本を戦争放棄の国から戦争をする国に変える危険を同在させることにほかなりませんというところなんかは大変重要なところだというふうに思います。

また、私も含めてですが、皆さん方のお手元に憲法解釈変更の閣議決定の撤回を求める請願の説明資料というのが請願者から届けられていると思いますけれども、これも審査をするに当たって皆さん読んでいただいていると思いますが、その中でこういう記述があります。安倍内閣が国会にも国民にも全容を明らかにせず、私的諮問機関の報告を受けて、与党内の秘密協議だけで憲法の根本原理に関する解釈の変更を一方的に変える閣議決定を行い、

それをもとにアメリカと協議し、関連する国内法改正案を作成することは、歴代政府が築いてきた憲法解釈を乱暴に否定するものであり、到底主権者国民の理解を得られるものではありませんという部分とか、請願の理由にもありますけれども、日本が武力攻撃を受けていない相手に対する武力行使を容認することは、どんな条件をつけても国権の発動たる戦争と武力による威嚇または行使は、国際紛争解決する手段としては永久にこれを放棄し、この目的を達成するために陸海空の戦力を保持せず、国の交戦権を認めないとしている憲法9条に違反し、自衛隊員が戦闘で人を殺し殺される事態に引き込み、日本を戦争放棄の国から戦争をする国に変える危険を増大させることにほかなりませんという部分とか、今回の閣議決定は、政府が作成した想定問答集では、政府が全ての情報を統合して客観的、合理的に判断する、主体的な判断、個別具体的な状況に則して総合的に判断という文言が書かれていますが、政府が情報を秘匿し現場で戦闘が始まってしまえば国会の事前承認などは不可能ですから、国民が知らない間に政府の判断で勝手に解釈して武力行使が行われる危険があるという部分、また先ほど読み上げたところと続きますが、政府が判断するということは、すなわち内閣が変わるたびにあらゆる解釈や適用方針が変更可能であることを示しており、立憲主義や国家主権を否定する行為であることは明らかであります。

また、後半の部分になりますけれども、憲法前文にあるように、そもそも国政は国民の厳密な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するものであり、国民の生命、自由及び幸福追求の権利は憲法の指示示す方向で尊重されるべきであり、抑止力の強化などの武力による威嚇や集団的自衛権による武力行使が公共の福祉と同列であるかのような軽々しい解釈は憲法と縁もゆかりもないであり、憲法の本質を見誤った詭弁以外の何物でもありませんという記述、そして後半最後のあたりですが、このように憲法前文の趣旨と憲法の基本条項を理解できず、あるいは意図的に無視して立憲主義という民主主義のシステムを乱暴に踏みにじる憲法違反の集団的自衛権行使容認の閣議決定は直ちに撤回すべきであるという部分が、皆さん方にお渡し、僕ももらってますが、説明資料の中に詳しく書かれております。これに基づいて、本当に日本が戦争をする国になるのかどうなのかということの岐路であります。そういう意味では、この請願を採択していただいて、同趣旨の意見書を国に、関係機関に上げていただくということをしていただくためにもぜひこの請願を採択していただきたいということをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

委員（森下金三君） 済みません。きょうは、陳述人が来られるかなと思つとったんですが、何かきょうは来られてないということで、請願紹介議員にお尋ねしますが、まずこの団体です、請願者井原平和委員会、代表が三宅孝士さんということでございますが、この井原

平和委員会という団体というのは、現在どういう活動をされて何年ぐらいでおられるのか。そして、今までの活動等含めて取り組みというのはどんなことをされた団体になるんですか、この平和委員会というのは。

紹介議員（森本典夫君） この請願をすることに対して、この団体がどういう内容なのか、どういう活動をしているのかということについて紹介することはいたしません。なぜかといいますと、その請願者がこういう団体であってこういう請願を書式に沿って出しているわけですから、内容について審議をしていただくということになりますので、そういう団体がどういう団体なのかどうなのは、その審議の過程で必要ないことだというふうに私は思っております。

委員（森下金三君） 私は、これも必要だろうと思って質問させていただいたんですが、その代表者が来られていないのでこれ以上求めません。

そこで、この中の私も集団的自衛権、憲法解釈ということもなかなかもうよくわからないんですが、確かに憲法9条においては戦争放棄、陸海空の戦力は持たないと、交戦権は認めないというふうになっておりますが、この中に入ってくる政府は条件をつけて集団的自衛の行使容認を含む憲法解釈の変更について閣議決定を行いましたということですが、私も勉強不足ですが、政府は、条件というはどういう条件をつけて集団的自衛権の行使容認を閣議決定したのかということについてはどういうことだろうと思われますか。

紹介議員（森本典夫君） 僕に対する質問ですか。

委員（森下金三君） 質問です。ここで出されるとから、へえで質問しようるんですけど、私も政府が条件というのを勉強してないけ、どういう条件かなというのがわからんから紹介議員にお聞きしたということです。

紹介議員（森本典夫君） 国会答弁、余り国会でもこのことについてはほとんど論議されてないという条件下で、こういうことが閣議決定された後、言ってみれば国会の中でも何ばか審議されているという状況の中で、条件というのは、今までこの請願に書いてありますように、どこへでも行ってアメリカと一緒に戦争するんではないかというようなことが懸念されるというようなことも含めて、そういう質問に対してそういうことはありませんということで、地域的にはこうこうこういうところに何かあった場合、具体的な事案について説明はされましたけれども、そういうものに対してこういう地域は行かないんだよとかというようなこととか、それから戦闘地域には行かないんだよというようなことを、戦闘地域に行くわけですけど現実には。国会の答弁の中ではそれが明らかになつたわけですけども、そういうことを条件をつけてそういうところには、私的のところには行かないというようなことを言って、そういうのを縛りをかけるからご心配要りませんというような答弁をされている

ようであります。

委員（森下金三君） 集団的自衛権ということ、いわゆる個別的自衛権については請願の中には書かれてないんですが、集団的自衛権がずっと経緯があって、国会裁判において、これは砂川事件と呼べばいいのですか、1959年最高裁の判決の中で田中耕太郎最高裁長官は補足意見としてこのように述べていますということがあるんですが、今日はもはや厳格な意味での自衛の観念は存在せず、自衛すなわち他衛、他衛はすなわち自衛という関係があるのみであって、したがって自国の防衛にしろ他国の防衛の協力にしろ、各国はこれについて義務を負担しているものと認められると。法律の言葉というのは非常に難しいんでわかりにきいんですが、解釈では、田中最高裁長官は自衛の概念においては他衛も自衛も同様のものであるとした上で、それが各国の義務であるとしています。この解釈に立てば、集団的自衛権の行使は否定をされておらず、もちろん違憲ではありませんというふうに言われるということを見ると、憲法9条の解釈変更は、私もストレートに見れば陸海空を持たないということになつて、自衛隊は確かに陸海空ありますから、これは憲法に非常に矛盾した面であるからこそ、自国を防衛するためにはそういう憲法を無理やり改正をしてこういう形をとつておるんではないかとか思うんですが、判決文章が出とるんですが、そこら辺の件はどういうふうに思われますか。

紹介議員（森本典夫君） 判決はそういう形で1件出てますが、それに対してはいろいろ考え方方がございます。

この請願理由の中の一番最初に書いてありますように、集団的自衛権については、これまで歴代政府は、我が国が直接攻撃されていないのにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超るものであり、憲法のもとで許されないというふうな記述がありますけれども、ほかのところでも出てきますけれども、歴代政府は憲法9条に基づいて集団的自衛権は権利としてはあるということは今までずっと言ってきてますけれども、実際にこの行使をすることは憲法9条に違反するという姿勢をとってきているわけで、今回この中にもありますけれども、憲法解釈によって閣議決定をして、それを言ってみればほごにしてしまうというようなやり方はおかしいんではないかというのが今回の請願の趣旨なんで、そういうあたりでは、今紹介されました判決もありますけれども、これについても学者の間で意見が分かれるとわけですので、そういう意味では本当に憲法解釈の基本的な問題に帰るべきだというふうに私は思っております。

委員（森下金三君） 請願の説明資料のことについて、内容についてお聞きしたいがよろしいですか。

紹介議員（森本典夫君） はい、どうぞ。

委員（森下金三君） 5ページの、ちょっと私も意味がわからないんで、上から4行目で良心的兵役拒絶権というのは具体的にどういうふうなものを指すのか。それと、その下にずっと4行目から自衛隊員を初めとする公務員はもとより国民誰もが憲法違反の戦争に対しては協力を拒否できることが示されておりますというふうになつたるんじやが、これはどういうふうに、私はちょっと理解できんのんですが、そこら辺がもしおわかりになれば説明をお願いしたいと思います。

紹介議員（森本典夫君） この資料は、請願者が用意したものでありますから、100%私が理解しているというふうなことにはなりませんが、先ほどご指摘の良心的兵役拒否権というのは、この憲法解釈の変更によって集団的自衛権が行使できるようになると。それで、それこそきょうの赤旗にも書いておりましたけれども、今までそう言われておりますけれども、地球の裏側で、例えばアメリカが紛争を起こすという場合に自衛隊が行って協力することになるということがもう今までの論議の中で明らかになってます。そういう中で、今度は兵役もしかれるのではないかというふうなことも言われているわけであります。そういう意味では、この兵役拒絶権もあるということが基本的な自由権的基本権として存在をしているという意味だというふうに思います。

それから、自衛隊員を初めとする公務員はもとより、国民誰もが憲法違反の戦争に対しては協力を拒否できることが示されておりますということでありますけれども、やはり憲法に基づいて、そういう国民が自衛隊であろうが公務員であろうが一般国民であろうが、誰でも、憲法9条があるわけですから、それには拒否できるということが示されているというふうな意味だというふうに僕は理解しております。

委員（森下金三君） 架空の話をしてもいけんのんですけど、例えば敵国から攻撃を日本が受けた場合、これは個別的自衛権で対応するということが通常の解釈になつたると思うんですが、そこでこの文面からいくと、他国から攻撃を受けた場合、そうした場合には例えば自衛隊、公務員なんかが私は知りませんよということがそういう事態で拒否することができるかどうかというようなことについてはどういうふうにお考えですか。

紹介議員（森本典夫君） これへ書いとるとおりです。

委員（森下金三君） わかりました。私があ言うてもいけんけ、ほかな人はどうぞやってください。気がついたらまた言います。

委員長（西田久志君） ほかの委員さんどうでしょうか。

委員（藤原浩司君） 今、それこそ最初から森本委員のほうから本人が来られてない、それから本人のことに関しては何も答えない、答えないというような感じで言われたんですけど。

紹介議員（森本典夫君） 本人のことじやなしに、その組織です。

委員（藤原浩司君） 手を上げて言ってください。

紹介議員（森本典夫君） 組織です。間違ったことを言われないようにしてください。

委員長（西田久志君） 森本委員、举手をお願いします。

委員（藤原浩司君） 今の意見は、手を上げてないんで聞かないとしときます。

間違った間違ってないで、じゃあこの国が憲法9条に違反したという元づけは何ですか。

本当に違反してあるんじゃったら違反してあるということをきちっと論理づけてください。

委員（森本典夫君） 先ほど発言がありました個人がどうこうという話でなくて、森下委員の話では平和委員会がどういうものかという話があったので、そういう意味では請願をされる方に対して詮索をする必要がないという僕の基本的な考え方があるんで、そういう意味では言うことはしませんというふうなことを言いました。

それから、憲法に違反するというのは、これは閣議決定したことに対してそれが間違っているというふうなことを言っておりますので、しいては憲法違反の集団的自衛権を行使をしようという内容になってくるわけで、そういう意味での憲法違反ということでありまして、集団的自衛権を行使するための閣議決定、憲法を言ってみれば勝手に一内閣が変えること自体はおかしな話ではないかということをこの請願は言っているわけで、そういう趣旨でご理解いただきたいと思います。

委員（藤原浩司君） 閣議決定はされたということになっておりますけど、そのときの国会で論戦が余りなかったというふうな説明も先ほどされたと思います。これが本当に憲法違反であるということになりますれば、どうして、例えば各派閥の等々がありましょうけど、そのときになぜそれを閣議決定をする前にどんどんという切磋琢磨がなかったのかなと不思議に思うわけです。そういう部分も含めた中で、どういう方がどういう活動をされよるところの方がこういうふうな請願を出されるとということもわからない上で、ここでいろいろ本人のいないところでおなかの中を探れないし、紹介議員である森本委員さんは全部は把握されてないというふうに先ほども言わされましたけど、そういうことを軽々しくここで意見をすること自体、私はいかがなものかなと思います。

ですから、国会が云々かんぬん、いろいろな論戦があって切磋琢磨あった上の民主主義の数の力かどうか知りませんけど、こういうふうに決まったこと以上は、その時点で決まる前にやっぱり決まろうが決まるまあが切磋琢磨があってよかったんではないかなと私はそういうふうに思うんです。ですから、私はここで、三宅さんですか、団体自体も私も初めて知りましたんで、わかり得ないような団体の方から出されても意味不明で私は理解できません。

それから、国のすることに関して国の国会議員が切磋琢磨していないということで閣議決定

されたことに対する対応としては、私はそこで論戦すべきものであって、ここでこれを請願で議会として要請をするということは私は理解できません。

委員長（西田久志君） ほかの委員さんはどうでしょうか。

紹介議員（森本典夫君） 今、藤原委員が言われましたように、閣議決定される前に各党がいろいろ論戦すればよかつたではないかなというふうな趣旨のことを言わましたが、我が党は、日本共産党はこういうものが閣議決定されそうなという時点では、全国的にも運動しておりますし、国会内外でも運動をしておりますし、こういうことは許されないということをやっています。

閣議決定そのものが、結局国会の中で論議もせずに決めたこと自体が問題だというふうなことを言ってますんで、出される前に各党が大いにやればいいではないかという問題のことではなくて、閣議決定される前にそれぞれこういうことを考えているんだということを提案をしながら、それで論戦を繰り広げる中でやるとかというんなら話はわかるんですけど、もう安倍さんが閣議決定をしてしまって、あとはこれから法律をつくっていきますよというようなことをやつとること自体が問題だし、それからこの中にも何回も出てきますけれども、憲法9条に沿って今までの政府が一貫して集団的自衛権を認められないんだというような中で、今度は集団的自衛権を認めるような内容の閣議決定をすること自体が問題だということを言っておりますので、これに賛成する党もあるわけですから、そういう意味では、言ってみれば公の場で論戦の機会がなかったというのが実情ではないでしょうか。

委員（森下金三君） もう一点ちょっと聞きたいんですが、考え方。この請願書にもあるし、また説明資料の中にも書いてあるんですが、請願書でいけば裏側の12行目です。国と国との間の問題については平和的な話し合いで解決すべきであり、たとえ相手が武力を増強したからといつても対抗して武力をかざして対処すべきではありません。確かに言葉として、私はそれは非常に立派だと思うんです。しかし、今この地球上において平和的な話し合いで国と国との問題が解決した事例というのがもしご存じならば、こういう事例があるということを教えていただければと思うんですが。

紹介議員（森本典夫君） 事例というのは直接すぐには頭に浮かびませんが、この基本的な考え方として、今世界の流れとして、至るところで紛争が起きてますが、そういう流れの中でやはり平和的に話し合いでしっかりと解決していくかなければならないというのは世界的な流れの中あります。したがって、この請願の請願者はそういう考え方でこのことを書いておりましますし、私も基本的にはそういうふうな考え方もを持って対応していくべきだというのが基本的な考え方あります。

そして、先ほども言いましたように、世界の流れとしてそれぞれ今いろいろな団体がいろ

いろいろ形で紛争解決に努力をされておりますけれども、それを武力でやるべきではなくて話し合いで解決すべきだというふうな方向性が出てきているのはもう間違いない事実でありますので、そういう意味ではこの請願者がそういうことを取り上げてここへ記述しているものというふうに思います。

委員（森下金三君） いろいろ質疑をした中で、憲法違反ということを私もストレートに憲法9条を見れば今の憲法は非常に無理があるなというようなことがあって、しかしながら世界というのは目まぐるしく変わっておるということで憲法が今の時代に合わないということは、私は認めざるをいけないと。そういう意味では憲法を解釈して日本の国を守るために個別的自衛権、集団的自衛権を認めてやっていかなければならないというふうになると思うんです。

それで、この憲法の前に前文というのがございます。皆さんご存じだろうと思うんですが、日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動するというふうに、まず一番に書いて、その一番下のほうに我々はいずれの国家も自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は普遍的なものであり、この法則に従うことは自国の主権を維持し、他国との対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずると。この憲法もGHQがそれこそ1週間ほどぐらいでつくったというような憲法でありますから、なかなか読んでも理解できない面もあるんですが、ここへ書いてあるのは、自分のことだけを思ってはいけない、やはり他国のことも思わなければならぬ。というのは、集団的自衛権というのは、私のテレビなんかで言うのを見れば、極端に言えば、細かく言えば、一緒に私の家ではけんかをしてはいけませんよという決まりがあって、しかしながら家に入ってきて泥棒が来たときにはそれに応戦してもいいですよと。そして、Aさんがうちの家に間借りをしとると、今で言う米軍を間借りというふうに言えば、その間借りをしとる人がいろんな日本の国のためにやってくれたり、自國のために行動しようと。そして、今まで一緒に仲よう隣におった友達が殴られると。しかしながら、今の法律では、おめえ殴られるとのをけんかしちゃあいけんと言われるから何もしませんよというて見過ごしていくというのが今の解釈だらうと思う。そして、今やろうとしとるのは、自分を守ってくれる友達がやられるとから、そんなら助けてやろうというのが私は集団的自衛権ではないかというふうに思う。今で言う同盟国といえばアメリカを指すであろうというふうに思います。

したがって、私はこの憲法解釈を認めて集団的自衛権の行使ができるということが、すなわち日本の国家を守るべきことであろうというふうに思いますので、よってこの請願について私は不採択というふうに思います。

委員（三宅文雄君） 私もそのように思います。来年ですか、終戦後70年になるんです

けれども、国際情勢は、やはり日本の周辺を取り巻く他国の脅威というのは、近年特に中国とか韓国なんかの経済的な対等によって、日本は戦後経済復興を遂げたんですけども、やはり軍事力も中国は特に脅威となってきると思うんです。やはり、周辺を考えた場合に、日本も国益を守らにやいけんですから、日本の国益を守る以上は日本も長い間アメリカの傘のもとに平和に過ごしてきたんですけども、やはり日本国民もそれなりに考え方というものを時代とともに変えていかなければいけない時代に差しかかってきたのではないかというふうに思います。

私もよって不採択とするべきだというふうに思います。

委員（藤原浩司君） 私は、この請願に対しては不採択ということの討論をさせていただきます。

説明もいろいろいただきましたけど、やはり今森下委員、三宅委員が言われるように、中国、韓国との国とのやりとりが今本当に険悪な仲になっている。それは、もう全てが日本と中国、韓国との国境にある。こういったことも日本の国益を守るためにこういった集団的自衛権を進めていかなくてはならないというふうに私は考えております。

ですから、世界中が物すごく変わっていっております。他国も厳しいであろうし我が国日本も厳しい状況下にある中で、やはりこれは必要なものであると考えますので反対させていただきます。

委員（西村慎次郎君） 私も不採択ということで討論させてもらいます。

私も調べて、さっき森下委員が言られた条件つきというところで、3つの条件が書かれていました。日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由と幸福の追求権が根底から覆される明白な危険がある場合。2つ目が、日本の存立を全うし、国民を守るためのほかに適当な手段がない場合。3つ目として、必要最小限の実力行使にとどまるという条件のもと集団的自衛権を行使するという内容でありますんで、先ほどの請願の内容で日本を戦争放棄の国から戦争をする国に変える危険を増大させるとかといったような内容ではないと、私はこの内容を見させてもらって解釈しますんで、不採択というふうに思います。

委員（大鳴二郎君） 結論からいいますと、私は採択。

なぜかというと、今の臨時国会でもこういう閣議決定を7月にやっとるにもかかわらず、このような国会が行われるときになぜ審議しないのかということが、急いで急いで閣議決定をしたならばこういうときにすればよいんではないかなというのが第1点と。世論調査というのが行われるとの関係で、若者も非常に反対票が多い。特に、20か30、また40、50代も半分から上がり集団的自衛権には反対しとるという統計が出とる範囲の中でこの閣議決定を行っておる、また説明もしない、こういうやり方では私は今民主主義というのがちょっと

おかしなものじゃないかなと思われます。という意味で、私はこの集団的自衛権に関しては採択すべきと思います。

委員長（西田久志君） ここで事前に宣告いたします。挙手されない委員は不採択とみなします。

挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

〈採決 不採択〉

〈議案第49号 新市将来構想建設設計画の変更について〉

委員（大鳴二郎君） 本会議で、総務部長さんが新規もよし、継続のこともこれからもこれもやってもいいということを言われたと記憶しどんですけど、それに違いないでしょうか。

総務部長（長野 隆君） 当然、新規事業を、2件であります、幼稚園と小・中学校の校舎の空調整備ということで新規で上げさせていただいております。

継続部分については今回改正をしておりませんので、引き続き延長になるということでございます。

委員（大鳴二郎君） そこで、継続もいいということで、そこで一つ2点ほどお聞きするんですけれども、たびたび一般質問なんかでやられるとけでありますけれども、美星の鬼ヶ嶽温泉は、合併の当時やっていくということになっております。28年までいろいろあって伸びとるわけでありますけれども、25年6月の定例で同僚議員が一般質問で行っていますけれども、そのときには検討して今後話し合いをしていくという返答があったんですけども、それから1年たっておりますが、その後のどうなつとるんかをお聞きしたいと思います。

文化課長（武田吉弘君） 鬼ヶ嶽温泉の開発につきましては、事業者のほうがやられておるんですけども、進展がないということをお伺いしております。

委員（大鳴二郎君） 今、事業者が行われておるということを言われたんですか。ちょっと再度聞きますけど。

文化課長（武田吉弘君） 事業者の方が開発事業を行われておられたんですけども、文化庁のほうから注意がございまして、それから工事等はとまっているということをお伺いしております。

委員（大鳴二郎君） それはわかっとんですけど、だからその後どうなつとるんかという

のを聞いたるわけでありまして、今現在はどうなつとんですか。

それと、今そこの所有者の方に会って、最後やつてくれよとかいろいろもろもろの話をされるとんか、その後何もされてないんかをお聞きします。

文化課長（武田吉弘君） 現在は、工事はされておられません。ストップしておるとお伺いしております。

それから、接触につきましては、今年度になっては接触を行っておりません。

委員（大鳴二郎君） 25年6月の定例会においては、今後話し合いをしていくようにやるという返答をされとんのに、26年度になっても全然所有者と接触をしてない。何ですか。

文化課長（武田吉弘君） 事業主の方が海外等へのこともあり忙しいということで、なかなか接触ができないというふうに聞いております。

委員（大鳴二郎君） 海外へ行かれとんですけども、そのときに海外へ行つとってもたまには帰られるときがある。そういうときを狙つて、こういうこともやりょうってんですから、それを買つとるんだから、そこで話をして前へ行くんか、山を清算するなんか、極端なことを言えばどういう方向へ行くんかぐらいのことは話し合いをすべきじゃないんですか。もう長過ぎです、これはなってから。どうですか、そのあたり。

文化課長（武田吉弘君） 今後早急に話し合いの機会を持ちたいと思っております。

委員（大鳴二郎君） 話し合いの機会を持ちたいということで回答を得ましたんで。期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

委員（森下金三君） 済いません。本会議を欠席しておりましたので、本会議の説明どおりというのがわかりませんのんでお聞きしたいと思うんですが、議案第49号の27ページに提案理由としてございます。いろいろずっと書いてあって、地方債の特例に関する法律の一部改正に伴いと。地方債の特例というのは、今まであった合併特例債というふうに理解すればいいのか。そして、その合併時には上限額が何ぼだったか忘れた、100億円か何ぼかぐらいという事業をする、10年にわたつてということですが、この5年間にわたつての限度額とかというようなものは示されるとるわけですか。

財政課長（渡邊聰司君） おっしゃるとおり、合併特例債の発行期間を5年延長するということがベースでございます。なお、本市が発行いたします合併特例債につきまして上限額があるということではございません。上限額はありません。

委員（森下金三君） ということは、上限額がないということは、井原市がこういう事業をしたいというようなことを言つたら、オーケーが出ればそれに充当ができるということですか。

財政課長（渡邊聰司君） 合併特例債につきましては、事業1件ずつ県のヒアリングなり審査がございます。そういうことで、許可が出れば発行できるということでございます。

委員（森下金三君） 今度37ページ。この件につきましては、市長が公約で言ったエアコンを小・中学校、幼稚園に設置するということでございます。どのぐらいな金額かという一般質問では、5億円から6億円という1億円のサバがかなりあるんですけど、実際にこれは算出した金額でこういうふうになるのか、答弁をするために約5、6億円かかるかなという数字で言われたのか。それと、まだ恐らくこれから煮詰められるんですが、例えばこれをしてると1年間の電気料がかなりアップすると思うんです。今の段階でもしつかんでおられればどのくらい電気がアップするか、もしわからなかつたらもうそれは結構です。急なことじやからそれは大丈夫ですけど、5億円から6億円という、教室数が何個あってどのぐらいぐらいなという細かく考えておられれば言ってください。もしそれがわからなかつたら、もうそりやわからんものは聞いてもしゃあないです。それはまた今後のことについたいと思うんですが。今わかる範囲で、そういうふうに5億円から6億円、1億円のサバというんがちょっと大きいなと思ったのでお聞きするんですが。

教育次長（山田正人君） 確かに5億円から6億円という事業費を申し上げました。そのときにも申し上げましたが、設備設計、詳細設計、また概略設計もしてない段階でありますて、頭にあるんですけど資料がありませんで、エアコンが何基、それから整備するのに設計も必要でありますし、キュービクルの改修も必要でありますし、こうしたことをざっと積み上げて5億円から6億円ということを申し上げました。

それから、ランニングコスト、電気代であります、これも本当に概算ですが、23年度に出部幼稚園を建設しました。その際にエアコンをもちろん設置しました。その整備する前と整備後の電気代を見てみると、出部幼稚園には10基設置しました。約100万円電気代がふえております。こうしたことから、1基10万円ということになります。

それで、もちろん幼稚園の保育室よりは小・中学校の教室が多い、それから基本的には幼稚園は午前中まで、延長保育もやっておりますが、児童・生徒が学校にいる時間も長くなるということも加味してざっと計算しまして五、六千万円要るんじゃないかなとは思ってます。

委員（森下金三君） 年間ね。

教育次長（山田正人君） 年間です。

委員（森下金三君） また詳しいことは試算されると思いますが、それとこれはそれこそ一般質問で市長は4年間で整備していくということをおっしゃられたわけですが、ここへおられるんで名前をあえて言いますけど、森本議員が質問された、2年間ぐらいにできないの

かということを、私も2年間ぐらいで早急にやるべきだと思います。私は、中学校からやつていくほうがいいのではないかと思うんです、授業時間が長いから。へえで、2年間でなぜそれができないのかという、例えばお金の問題でできないのか、業者の問題でできないのか。僕はやれば2年間ができるんじゃないんかと思うんですが、同じお金を使うてするんなら、合併特例債を使うときには一々県からの許可をもらわにやいけんということで、県に事情をしっかり話をして2年間でやり上げていくというふうな考えでやっていくということは可能ではないかと思うんですが、不可能なことは求めませんけど、可能ならばそういうふうにすべきではないかというふうに思うんですが、検討していただきたいと思うんですが、その点どうですか。

教育次長（山田正人君） 今現在では4年間という計画でやりたいと思っております。

委員（森下金三君） 今現在は4年間。それをいろんなことを試算して2年間に持っていく、買ってやるわけですから、それはできるだけ考えて、市役所の都合で言わずに生徒の立場になって温かい行政をやっていくというのがいい井原市ではないかというふうに私は思いますんで、検討していただけるように要望をしてこの件は終わります。

それでは、43ページと関連して45ページというふうになるんですが、積立基金現在高、前の分においては積立額が、例えば平成26年を見ますと85億8,400万円というふうになっております。へえで、今回変更になったときに、それだけ現在お金があるということはいいことだろうと思うんですが、倍ぐらいな積立現在高になっとるというようなことは何か要因があるんですか。

それともう一点、これは45ページに限ることですが、単位がこのページには（百万円）、これは円で言やあええんか、千円でいきやあええんか、多分百万円で僕は理解して言いよんですが、同じ額なら資料へも同じように（百万円）と書いたほうがいいんじゃないかと思うんです。その2点。

45ページの積立基金現在高、単位が百万円、43ページには積立現在高、右端のほうへ（百万円）と。こっちには何も単位が書いてないけ、上の分を見りやええんか、正確に書いたのは百万円というて書いたほうがええんじやねんかなというふうに思うんで、その2点をちょっと。これでええ言われりや、もう。

財政課長（渡邊聰司君） まず、45ページの基金積立金現在高の単位が百万円、これは漏れでございます。千円でございません。百万円単位でございますので、大変失礼いたしました。

それから、積立金現在高の変更前と変更後に差異があるということでございますが、変更前の計画につきましては、合併後、合併1つについて合併特例債を借りて基金を積むことが

できるというのがございました。約18億円が可能でした。これを3年間積むというのを変更前では積立金の増分だけで見ておりました。しかしながら、実際の運営を見ますと、繰越金が出たものをそれぞれ基金へ積み増しを行ってきております。そういう関係でこれだけの金額の差異が出たということでございます。

委員（森下金三君） わかりました。それなら基金もそりや必要だろうが、できるだけ基金も最小限にとどめて市民福祉のためにしっかり使っていただきたいというふうに思います。

委員（大鳴二郎君） 先ほど2点質問すると言いましたんで。鬼ヶ嶽で1点ですんで、もう一点、済いませんけど。

美星の郷土資料館の件ですけど、これは継続するようになつるんですけども、これはこの先も雨漏りなどの修理を行いながら継続ということで理解してよろしいですか。

文化課長（武田吉弘君） 美星の民俗資料館のことでございます。雨漏りにつきましては、先般修理を軒下のほうはさせていただきました。ほいで今後も同じように展示をさせていただこうと思っております。

委員（大鳴二郎君） わかりました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（西田久志君） 以上で議案等の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈全国学力・学習状況調査結果の概要について〉

〈岡山県学力・学習状況調査結果の概要について〉

委員（西村慎次郎君） 2枚目の岡山県の学力・学習状況調査のところで、対象が中学校1年生なんですが、昨年6年生で全国の学力調査を受けたときの結果は、岡山県の平均と比較して1年前はどうだったのかっていうのはわかりますでしょうか。

学校教育課長（川上吉弘君） 済いません。数字としてはここでは持ってきておりませんが、傾向といいたしまして、この学年の生徒につきましては、昨年度も比較的高目でございました。昨年度の全国学力との相関関係は比較的強く出ているというふうに考えております。

委員長（西田久志君） 西村委員、数字はどうします。いいですか。

委員（西村慎次郎君） はい。

〈なし〉

委員長（西田久志君） ないようでございますので、本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたら発言をお願いいたします。

税務課長（佐藤和也君） ここで、市県民税に係る還付加算金の算定において誤りがあつたことにつきましてご報告いたします。

このたび、納め過ぎになった市税等を還付する際の利子に当たる還付加算金の事務処理について確認しましたところ、市県民税に係る還付加算金につきまして一部その計算方法に誤りがあることが判明しました。原因は、還付加算金の日数計算の起算日を誤っていたもので、還付加算金の額を本来の額より少なく計算しておりました。

過去5年間にさかのぼり調査した結果、算定誤りの対象者は86人、金額は73万4,600円に上りました。対象者であることが判明した方々にはおわびと還付のご案内を送付し、還付の手続を行い、事務処理は完了いたしました。

今後はこのようなことがないよう内容を十分確認し、適正な事務処理に努めてまいります。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） それでは、終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始ご熱心に議論いただきました。また、適切

な決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

通じていただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の市政に反映をしていきたいというふうに思っております。

さて、10月、今月19日の日曜日に、はつらつ井原ふれあいフェスタがございます。健康等々をキーワードに開催するお祭りでもあります、井原市のマスコットキャラクターのでんちゅうくん、当然出演もしますが、でんちゅうくん音頭をこの会場においてご披露することにいたしております。ぜひとも皆様方にはその音頭を聞いてやっていただきたいというふうに思います。あわせまして、でんちゅうくんがゆるキャラグランプリの2014に今エントリーして、あと10日ほどでその投票が締め切られるということです。善戦はしておりますが、一方で苦戦もしております。皆様方にはぜひとも毎日1票を投じてやっていただけたらありがたいというふうに思います。

それから、あすから3連休ということになろうかと思いますが、台風19号がこの連休中に最接近するのではないかというふうに思っております。市としましても万全の態勢を整えて、これに対応したいというふうに思います。もって減災に努めたいというふうに思っておりますが、委員の皆様方におかれましても自助、共助の上からもぜひともこの災害を少なく食いとめるよう、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

終わりになりますが、これから寒暖の差も激しくなりますことから、皆様方にはくれぐれもご自愛いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

それから、非常に一方でいい季節を迎えておりますので、皆様方のそれぞれの秋を有意義に過ごしていただけたらというふうに思います。

終わりに当たりましてのお礼のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

〈井原市における小・中学校の教育環境について〉

委員長（西田久志君） 先般の委員会においてアンケートの結果をまとめることと決意いたしました。

本日は、各委員がまとめていただいていることを説明していただきまして、委員会としてまとめたいと思います。

それでは、私が1つずつ読み上げますので、委員の方からのご意見、説明をいただきたいと思います。

まず、小学校のほうでいきたいと思います。

質問1、小・中学校の児童数、生徒数と施設の規模、教室、運動場等の面積は、現状では比例していませんが、子供たちが学校生活を送る上で先生方は施設の格差の問題をどう感じられていますかという質問に対して、各委員さんのまとめをお聞きします。

委員（藤原浩司君）　一連をずっと見させていただいて、一番重複するような形のものを見つけ出したんですけど、こここの部分に関して施設の格差が余りあるとは言われてないんです。ただ、普通にありきたりの答えて、今ある施設でやっていかなくてはならないというようなお答えがほとんどで、野上の小学校に関してだけは十分広く使わせてもらいようという答えがあったんですが、ほかに関してはもうほとんどありきたりの声だったというふうに私は感じたんで、そのように印をつけさせてもらったんです。

どの施設も長所と短所というもんがあると思うんですけど、その件を遠回しに触れとったかなというような形しか思えんかったんですが。ほかの委員の皆さんはどう感じられたか聞いてみていただけりやあと思います。

委員（三宅文雄君）　私も藤原委員と同じような考え方で、やはり現状の事情が井原とか出部なんかが言われとるんですけど、やはりそれが実情ではないかなというふうに思います。だから、別に格差というものは感じられないというのが現状ではないかというふうに思いますけど。

委員長（西田久志君）　格差を感じられない。

委員（三宅文雄君）　はい。

委員（西村慎次郎君）　私も同じように思っておりました。格差がないことが望ましいというのは感じていらっしゃる学校もありますけども、じゃあ格差があつて困られているかというと、そうじゃなくて工夫されてうまく活用、その後の質問にも出てきますけど、余裕教室をうまく工夫されて使われているとかというところで、今ある設備、施設の中でできることをやっているというふうに思っています。この委員会で取り上げなくちゃいけないような課題はないのかなというふうに捉えました。

委員長（西田久志君）　1は、現状格差が余り感じられない。また、工夫をされているというまとめ方で結構でしょうか。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君）　続きまして、質問2、複式学級はどのような形で行われていますか。学校生活に不便はないですか。また、学力向上に問題はないですか。

委員（藤原浩司君）　これはもうほとんど3校の答えぐらいしかなかったと思うんですけど

ど、いい面もあれば悪い面があるというふうに答えられて、ほかの小学校は複式っていうのはやってないんで、トータル的に言えば野上と青野と県主の先生が答えられたというふうな形なので、複雑に複式学級のことを考えるべきではないんかなと。ただ、今新しくここで市長提案で青野の管理棟を改修するということがあったんですけど、青野の小学校のほうは若干生徒が多いですから、それをきれいに改修することになれば野上との合併というか、一つにしてしまわにやいけんというようなことが出てくるのかなというふうな懸念も持ったような意見じゃったかなというふうに思います。

ただ、複式に対しては青野、野上はちゃんとやってられるけど、それに対してはいい面と悪い面をはっきりさせとったというふうな面が出とったと思います。だから、この辺はむちやに絞る必要はないかなと思うんですが。

委員（西村慎次郎君） 複式学級に関しては、先ほども藤原委員のほうがありましたように、メリット、デメリット両方あるというところで私も読み取りました。これを私の中で解釈して考えるに、メリットを生かしてデメリットを解消するという意味で、多分少人数学習っていうのはいい面だと思うんです。複式学級になるぐらい少ない人数で学習することによって学力、基礎力がついていると、理解も深まるというところもあって、逆に体育とか集団で何かをするというところになると複式学級とか少人数の学校っていうのはなかなかそういういたところが子供に学ばせれないというデメリットがあって、両方をうまくとれば少人数で学習すべき教科と集団で学習すべき教科というのがあるんだろうなと。それをうまく両立できるような学校環境を整えていくほうがいいのかな、それが複式学級の解消にもつながるような対応も一つの方法、これは方法論ですけど、もあるとは思いますし。

だから、ここでの質問は、複式学級だけにターゲットを絞ってますけど、ちょっと広く考えると少人数学習すべきことと集団学習すべきところをうまくできるような学校環境で、指導者をふやすとか方法論はいろいろあると思うんですけど、そういったことも考えていかなくちゃいけないのかなというふうにここではそういうテーマを課題として上げたいなというふうに思いました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） ないようでございますので、この件に関しては、いい面があれば悪い面がある。メリットを生かしてデメリットをカバーすることが必要であろうと。全体的に複式は少ないということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続きまして、質問3、特別教室の面積が普通教室より多いところがかなりあるようですが、特別教室の中に空き教室がたくさんあるのではないですか。これらの空き教室を有効に利用する考えはありますかでございます。

委員（藤原浩司君） 各学校とも空き教室は有効的に利用されるとというような結果が出たと思います。

そういう中で、一つ懸念せにやいけんのが家庭科の教室と理科の教室が一緒になつたところがありました。これは、たしか野上、この辺は子供が少なくともとマンモス校じやないんですけどどちらも、子供が少なくてクラス割りを分けたり、先ほど1つ前に出た複式学級のこともあって利用されるとるんだとは思うんですけど、子供が少ないのにどうして空き教室が足らんのかなというふうなことも感じられた中で、やはり家庭科と理科室が一緒なのはちょっとどうなのかなというようなことは本当に重く受けとめにやいけんかなと思ひます。

どの学校も、13小学校ある中で、この回答自体が、早い話が空き教室は十分に創意工夫をして使いよるということは、本当に明らかになったことと思われますんで、あとこれに対してプラスで支援学級とかというのがまたふえておりますんで、何学年から何人以下、これなりの等級であれば何人以下というような形で教室を分けにやいけんという難しい締めくくりもあるんかなというふうなこともわかつたと思ひます。ですから、実際が上手に使われることは上手に使われることで、足らないところは何とかいい方法を考えにやいけんのかなというふうに思ひました。

委員（西村慎次郎君） 質問の仕方が、これがよかったのかっていうのはあって、回答を見ると空き教室っていうのはありません。余裕教室っていう意味ではあるのかなというふうには受け取ったんですが、聞き方によって回答が変わったなというふうに思ひました。

こここの議題と関係ないかもしれないんですけど、放課後児童クラブを学校の余裕教室を使って今後検討していくという中で、この回答を見ると、余裕教室はあるんかもしねないんですけど空き教室がないという、その辺とどうリンクしてくるかなという懸念はあるなという気はしたんですが。結果的には空き教室はないということでは、今回のは、ここは収束かなというふうには。

委員（三宅文雄君） 私どもは、この質問をしたんですけども、普通教室と特別教室というのを表で分けて面積で示して、要するに特別教室の面積が多いということでお尋ねしたと思うんですけども、それなりに、先ほど来言われているように、特別教室は余っとるん

じゃなくしてそれぞれ活用していますということが出てきたと思うんです。だから、それぞれ各校で工夫して空き教室を特別教室として利用しとるということに私も解釈したんですけど、先ほど西村君が言われたように、今後どういうふうに放課後児童クラブですか、そういうなのに今まで使っとる部分を合併するとかというような方法で余裕教室を振り向けていかなければいけないのではないかという感じがいたしました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 質問3、空き教室は有効に利用しているが、教室の使い方には問題があると。ただ、放課後児童教室の問題については、これから考える必要があるということです。

委員（三宅文雄君） その辺だと思います。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、4問目です。大規模校と小規模校の職員の職場環境の違いについてでございます。

委員（藤原浩司君） これは、出部なんか実際は一つの教室に学んでいる子供たちの数が多いということで、子供と向き合う時間が、余裕が持ちにくい状況があるというふうに先生も回答があるんですが、ほかの学校に関しては、少ない学校、要は野上であるとか青野であるとか複式で学科を持たれると先生は、教師も少ないのでから分担できないと。全部背負つていかにやいけないということが浮き彫りになったというふうには思います。

ほかの一般にある学校に関しては、それなりに手はいっぱいだというような形の回答が出る中で、先般それこそ県議会のほうでも教員の多忙とかというのが新聞のほうで載つとったと思うんですけど、実際はもう日本の教員の就業時間というのは物すごく長くてということも一般の報道もあわせてみると、やはり学校での子供たちとコミュニケーションをとれる時間がないんだなということが、これを見て浮き彫りになつとるんかなと。

先生は先生で、教職員の中で教育委員会に報告しなくちゃならない書面もありましょうし、それは教育委員会が無理に求めとるもんでなくして、国、文科省のほうが求めとるもんだなということも浮き彫りに出たんじゃないかなと。それは、新聞報道とこのアンケートの中でわかったんかなと。それを、じやからどのように改善していくのかなということは新聞報道にあった県議会であったように早期に改善せにやいかんというようなことも書かれてあ

るんで、その一言に尽くるんかなというような結果ではないかと思いました。

委員（大鳴二郎君） この問題は、教員の増加を検討してくれんとか、事務職のほうへ何ばか仕事を回して教員の仕事を減らすということが挙げられとんじやないかなと思うんです。そこら辺がちょっと問題点じやないかなと思われます。

委員（藤原浩司君） 追加でお願いします。学校の教員の支援員とかという方も結構今やっとられると思うんですけど、職員室で先生がつくらなくちゃいけない書面とかというものを助けていただけるような事務員の方のほうがいいんじゃないかなと。そうすることによって子供たちに時間をとて幅広く子供たちとコミュニケーションをとれるんかなというような思いが私はしたんです。それも一つつけ加えてください。

委員（西村慎次郎君） 同じような内容になるかもしれません、小規模校、大規模校に關係なく、小規模校であれば校務分掌が1人にかかる負担が大きいということで……。

委員長（西田久志君） 何が、何の負担が。

委員（西村慎次郎君） 校務分掌の分担が1人の先生にかかる量が多くなるということで、子供と向き会える時間が少ないっていう傾向かなと。大規模校に関して言えば、校務分掌に関しては分担できるんだけども、今度は見なくちゃいけない児童の数が多くなってくるんで1人に対しての見れる時間が少なくなるという傾向があるんだろうなという、児童の数によって職員の配置って決まってるような感じはするんですが、木之子小学校はほぼ2人体制で授業を見てるというケースが多いと言われてるんで、その辺は参考にしてどういった人配でそういう環境ができるのかっていうところは見ながら、ほかの学校にも適用できるのかなというふうに思いました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 先生の仕事量の軽減ですか、大規模校、小規模校においては、小規模校では校務分掌の負担が大きいが、大規模校では生徒数が多くて学校での子供たちとのコミュニケーションがとれてないことにつながるということです。

要望とすれば、要するに教職員の仕事量の軽減のためには、それを補助する職員の数をふやしてほしいということです。

委員（宮地俊則君） 要望にするん。

委員長（西田久志君） 要望じやいけんですか。

委員（宮地俊則君） 課題。

委員長（西田久志君） 課題です。失礼しました。

委員（三宅文雄君） 今、委員長はコミュニケーションと言われとったんじゃけど、大規模校では子供たちと向き合える時間はとれるんだけれどもということですね。

委員長（西田久志君） 大規模校ではとれない、子供の数が多いから。ところが、小規模校は、今度は校務分掌が多いから、要するに子供たちと向き合う時間が少なくなると理解したんですが。

委員（三宅文雄君） だから、大規模校では、公務分掌は、先ほど西村委員が言われたように先生方で分散できるので、校務分掌については。だけど、子供たちの数が多いから… …。

委員長（西田久志君） コミュニケーションがとれない。

委員（三宅文雄君） そういうことじやな。

委員長（西田久志君） 小規模校は、今度は校務分掌がその人に任せてしまうんで、ほかに任せられないんで、そういう事務的時間が多くかかる、よって子供たちとのコミュニケーションが少なくなるということを言われたんだと思ったんですけど。

委員（宮地俊則君） いやいや、ちょっと違う。

コミュニケーションをとりにくいけども、生徒数が少ないから接する機会が多いという話じゃなかつたん。

委員（藤原浩司君） 結局、大規模校も要は先生が携わる子供が多い、分担もするんですけどどちらも子供と接する時間はないんです。その課題っていうのは何かというと、やっぱり校務分掌がほとんどであって、大規模校はそれにプラスして人数が多いですから、先生同士が連携をとって仕事を助けると。でも小規模校はそれができないから特に厳しいよということです。

委員長（西田久志君） それでは、質問5、市全体で、また本校でこれが必要といった施設整備に関する現場の声について。

委員（西村慎次郎君） 各学校とも市全体ではエアコンをという市長の方針に基づいて回答があるなという感じはしました。ただ、深く読んでいくと、設備的には教師用のパソコン、教室で常設してほしいと。すぐそこで使えると。今は、職員室のパソコンを持って上がっているというようなところも書かれているんで。個人的には、エアコンの設置よりも優先すべき施設、例えば今言われたＩＣＴ機器っていう部分は考えていくべきではないかというふうに思っています。

夏が暑くて授業がしにくいという面もエアコンの設置もいいとは思ってはいるんですが、1年間を通すとＩＣＴ機器っていうのは1年間を通して使えるものだというふうに思ってます。エアコンは季節限定というところもあるんで、そういういた優先すべき設備っていうの

は、学校が求めているものもあるんじゃないかなというところで、一つアンケート調査で上がってきてるのは、普通教室に常設するパソコンというのもあるのかなというふうには思いました。

委員（藤原浩司君） 西村委員に言われるとおりで、パソコンは各教室に要ると。エアコンは市長公約でやっていかれましょうから、これはもう問題ないでしょうと思います。ただ、あとやはり子供たちがするトイレは和式のトイレもまだ何個かあるようで、その辺の洋式トイレに関して、家庭はもう洋式っていうのが結構多いでしょうから、和式ばかりにできないというようなストレスもたまるというようなこともほかの先生から直接聞いたこともあります、実際が。ですから、トイレというのも結構確率があって、そういうところの辺と、防犯に関しては全部空きっ放しじゃからどっからも入れるよと。ただ、それに対してお金をかけないで創意工夫をしてやっていくことが必要なのかなというふうに思われました。

ですから、要はお金をかけるところ、かけないところをちゃんとさび分けして、きちっとした学校環境を整えていくべきかなと。これは絶対に必要なことではないかと思われます。

〈なし〉

委員長（西田久志君） エアコンという声が多くあった。しかし、これは市長のほうでエアコンをつけるということでございます。その中で、教師用パソコン、ＩＣＴ機器やトイレの改装等、優先する設備があるのではないかということです。

委員（藤原浩司君） そうです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 質問6、各学校のＩＣＴ機器の利用状況について。どの程度使いこなしていますか。また、どのくらい効果があり、役に立っていますか。活発に皆さんお願いします。

委員（西村慎次郎君） ＩＣＴ機器の活用はどこの学校でもされています。その効果も児童の学習意欲を高めたり、理解が深まったりというところで効果も出てるなというふうに思っています。

先ほども言いましたけど、その中の課題としては、教室に常設のパソコンがないねっていうところがあるんだと思います。ここは課題として上げたいというふうに思っています。

もう一方で、じゃあパソコンを全職員さんが使いこなせてるかっていう課題もありますん

で、そういういたＩＴ関係の教育研修っていうのも教員にもしていく必要があるという課題もあると思います。

委員（宮地俊則君） ちょっとさっきの質問5にもかかわってくるかもしれないんですけど、教師用パソコンは、基本的には全教室に1人1台あると私も認識しておったんですが、視察をさせていただく中で、講師の先生にはないという話がございました。結構、講師の先生が多いです。しかし、講師の先生といえども担任も持つておられれば一般教員と同じ仕事をされておられる。しかし、立場がそれだけになってパソコンがないという実態が意外だったんですが、そういうことも明らかになってきました。これも一つ課題として、生徒を指導する上でのパソコンが必要であれば、講師であろうと正式教員であろうと必要じゃないかなと私は感じましたので、これも課題として入れさせていただければと思います。

委員（藤原浩司君） 要は、パソコンは絶対にないとＩＣＴの電子黒板とともに使えませんので、各教室に1つは絶対要るんかなということと、並んで天井から出てくるモニター、ここにもあるんですけど、モニターがなかつたりとかあつたりとかで移動をしなくちゃいけないという、10分の休憩の中ですることが大変だというふうに言われとる。確かにフリー参観とか参観日に私もよく行きますけど、実際先生方が前もって準備する中で移動されよる姿っていうのは、男性の先生であるならばいいんですけど、女性の先生であればちょっと右往左往して何人かでお手伝いをしていただきながらやっとられるなと。ですから、ＩＣＴに関しては、電子黒板はすごく使われているんで、それを写すモニターぐらいはきっと各教室に必要なんかなと。

それと、それを写すには絶対パソコンが必要なんで、パソコンが絶対に各教室にあったほうがいい。自分の個人のパソコンを持っていかれよるというふうに言われたんで。あくまで個人のものは私物ですから、ぜひともそこには必要なものかなというふうに感じました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） ＩＣＴ機器は有効に利用されている。その中で、教室に教師用のパソコンが必要であろう。特に、それに際しては研修が必要であろう。また、講師の先生にもパソコンが必要であろう。そして、モニターも各教室に必要であろうということでよろしいでしようか。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 次に、質問7、毎年夏に環境整備等ボランティアとして保護者が行っている作業の作業内容についてでございます。

委員（藤原浩司君） これは、もう本当に皆さんボランティアで、保護者の方、それから地域の方々のボランティアに本当に助けていただきよるなというふうには感じました。

先般、一般質問でも三宅委員さんがコミュニティ・スクールのことを言われました。各地域はコミュニティ・スクールは余りないんですけど、それに近いような形で学校評議員とかが集まって、各地区のシルバー人材センターであるとか剪定であるとか、そういったボランティアをやっている。これはもう本当にありがたいことだなと思います。

ただ、一つ考えなくてはいけないのが、溝掃除とかという重労働があつたりします。それから、遊具の点検の場合、点検をしとっても保護者がする点検とプロがする点検は物すごい違いますんで。保護者がする前にきちっと点検はされるとようなんんですけど、保護者がまた新たにみつけるような点検場所とかというのも聞くことがあります。実際、子供たちも少なくなれば保護者も少なくなってくるんで、いかに地域を巻き込んだ学校環境の整備をしながら、子供たちの教育に携わっていくかということが大事ではないかなということを痛感させられましたんで、これはこのまとめで今後のあり方を提案というか、地域を巻き込むということを最大限にしていくような提案でいいのではないかと私はそういうふうに感じました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） なければ、各校ともボランティアで環境整備が行われている。さらに地域を巻き込んだ環境整備が必要であろうということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、8番目。校舎等施設も古くなってきたところが多い中で、先生方も危険箇所を把握しておられると思いますが、今後どのように市に要望していかれますか。

委員（藤原浩司君） これは各校とも言えたんですけど、物すごく遠慮されてて本当の気持ちを何か言ってもらえんかったかなと。奥歯に物の挟ったような回答ばかりだったんですが、その中でも美星の天井の剥離したところを色を塗ったままに補修をしてないわけですが、そういうことも気になりましたし、それからもう一つは、野上の小学校が入り口のとこ

ろが崩れとったということがありました。たまたまちょうど私が野上に用事があるときに、そこを撤去していた市の業者がおられたんでちょっと見させてもらったんですけど、そこで聞き取りをしたときには、取っていた数日後に学校で参加日があるかなんかのときで、慌てて取ってくれえと。その工事の方は、その部分がこれで取ってオーケーですかというて言うたら、もう根本的に排水をやりかえないとまた同じことで崩壊しますというふうなことを聞きました。

ですから、何かこう各校とも、お金のかかるここと遠慮はされるとと思うんですけど、全部13校の中で子供の安全・安心のことを考えたら、それなりの予算をつけて安全に対処できるような形をとっていかにやいけんのんかなというのが、奥歯に物が挟ったような物言いで浮き彫りになったのかなというような気がしました、私は。ほかの委員の意見を聞いてみてください。

委員（大鳴二郎君） これは、西田委員長と似とるんじゃけど、学校で老朽化というよりか、げた箱とかああいう少々めげたところを直すのには、多分建設労働組合が夏休みに行つとるはずなんじゃけど、そこら辺を、これもボランティアでやっとるんで、そのあたりを少しは利用してもいいんじゃないかななど。余り利用するということになれば、またそれこそ材料代などもみなボランティアで行くんで大変なんで、少しは利用してもええんじゃないかなとは思っておりますので。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 子供の安全・安心を考えたら対処していかなければならないことが多いと。

委員（藤原浩司君） 最低限のね。

委員長（西田久志君） 最低限の。その中で、今大鳴副委員長が言われたのは一つの案でございます。

委員（藤原浩司君） 一つプラスして、今言われた建設のボランティアを言われるよう、管工事組合が各学校全部の水道とか下水とかトイレとかというものは全部ボランティアでやって、材料代は教育委員会が見てくれるんで、そのようなこともあるんで、それも有効に使えばいいんじゃないかなと思います。

委員長（西田久志君） 市内の専門のボランティアにお願いしたらと。

委員（藤原浩司君） 有効利用を進める。

委員長（西田久志君） 有効利用です。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） それでは、質問9、防犯上、校門については不審者対策ができるようですが、それ以外のところについても不審者が入らない対策ができますかでございます。

委員（藤原浩司君） もうまとめで、委員長、これは10校ぐらいが十分でないと。どのような状況でも入れる状況にあるんだけど、防犯カメラも含めた入れないような整備は必要であるというふうにまとめてみました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 十分ではない。防犯カメラの設置が望ましいと思うということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、いじめ問題に関する調査ということで、質問1でございます。

学校アンケートの結果を踏まえて、実態はどうですか。いじめの芽となる状況がありますか。学校として気づかれていることがありますかでございます。

委員（藤原浩司君） 全体を通してみて回答の中で、やっぱりいじめはあったと認識するという答えがありました。そういう中で、認識はなかったとは言ってませんが、それなりに奥歯に物が挟まった答えもあった中で、やはり一番気になったことが、野上の小学校で子供は自分の位置というか、自分のおり場所をちゃんと自分で構築するのに忙しくてほかに手が回らない状況じゃというようなことを言われた校長先生の言葉が物すごい頭に残っております。

ですから、まとめてみると、いじめの芽を早期に見つけるには、やはり先生方の子供に対するコミュニケーションが一番だなというふうに、私はそのようにまとめてみました。要は、学校の先生の子供を見る距離がちょっと遠のいとんかなというような芽が見えました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） いじめはあった、認識している。学校としては、早期に見つけるにはコミュニケーションが必要だということでございます。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） それでは、質問2、今までの取り組み内容と現状の具体的な課題、学校としての今後の取り組みについてでございます。

委員（西村慎次郎君） いずれの学校も工夫されながらいろいろな手段で取り組みをされてるんだろうなというところで、個人へのアンケートですとか教育相談とか、活動的には縦割り班活動をしたり、日記の指導とか心の教育とかという、そういったことをして推進をしているという回答かなというふうに思います。

今後、ネットいじめの対応とか若い教員へのいじめ防止に対する教育、育成というのが必要であるというような話を書かれてるのもありました。小規模校においては、他校とか地域を含めた部分ですけども、いろんな人と触れ合う機会をつくっていく必要があるという話も出ておりました。そういうことが今後の取り組みかなというふうに思っております。

委員（藤原浩司君） もう西村委員と同じような意見なんですが、重複すると思いますけども、子供に対してご家庭で、やはりちゃんとした親子のコミュニケーションもきちっととっていただくように学校側からも啓発、そして学校は学校でもう本当にいろいろとあらゆる手を講じてやられよると思うんで、PTAも含めご家庭も含め、子供のコミュニケーションの時間をとっていただくということを啓発していくべきかなというようなまとめになりました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） それでは、工夫され取り組まれている。また、ネットいじめの対応とか若い教員の研修が必要であろうと。また、家庭でコミュニケーションをとることの啓発を行ってほしいということでございます。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問3、適正な教員の配置をすることにより、いじめ問

題を懐柔することができるのでないかと思います。大きい学校では1人の先生が多くの子供を見なければいけないので目が届かないと思います。そういうことがいじめの原因になつていませんかでございます。

委員（藤原浩司君） この中で、本当にすごいことを書かれとる学校が2件ほどあります、とにかく一人一人に対応できる時間が多いいじめがなくなるというご意見と、それから共感したのが、教員の数よりもいじめを許さないという学級の対応、これもすばらしいかなと。こういうことに尽くるんだなと。ほかの意見は全部ありきたりのような答えでしたが、要はこのいじめのことに関しては、一人一人に目を向ける。やはりコミュニケーションの構築と、それから学級づくりと家庭との連携は絶対に必要なふうなまとめになりました。

委員（三宅文雄君） 井原小学校で言われとつてんですけど、適正な教員配置をぜひお願いしたいですというところは、大変私は厳しいところを言われるとなるというふうに思つたんですけど、そういう取り組みも教育委員会として取り組んでいただきたいなというふうに思いました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 一人一人対応できる時間が多いいじめが少ない。学校、家庭でのコミュニケーションづくりが必要であろう。また、適正な教員配置はぜひともお願いしたいということでございます。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問4、いじめの芽がどこにあるのか。こうしたらいじめがなくなるといったアイデアを聞かせていただきたい。

委員（藤原浩司君） 13校のうち3つすばらしい考え方かなというふうのが出てきました。いじめの芽については、本当にこれはデリケートな問題で、どれもこれも全ていじめの芽になってくるとは思うんですけど、とにかく道徳ということが今まで学校教育の中で少なかったと思います。その道徳を中心に、学校でいじめに対することはどういうことかということを、命の大切さ、人の考え方とか人の生きることということは本当に必要であるとかということを道徳を通じて学校全体できちっと子供たちに啓発し、また理解をしていかさにやいけんのんかなというような回答に私はなりました。

というのも、やはりいじめの芽というのはもうどこにでもあるわけであって、どれもこれもいじめの芽だと思います。ですが、一人一人の人を重んじる気持ちというのは道徳で培われると思うんです。ですから、これを本当に重く感じて道徳をしっかり学ばせるような形をとっていかにやいけんのんかなというふうな思いがいたしました。

委員（西村慎次郎君） 何校か書かれていますけど、児童のストレスがたまるという、そういう環境ができてきてて、そこはどこに発端があるか、原因があるかという、家庭っていうふうにもつながっていくんですけども、そういう子供たちがストレスをたまらない環境づくりっていうのが必要だろうなという気がしてます。そのために学校として何ができるかということではあるんですけど、先ほどから別の質問でも出てますけど、学校と家庭の連携というのは必要だろうなという気がします。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 道徳を学校全体で考える必要がある。ストレスがたまる環境の原因の追求、また学校と家庭の連携が必要である。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続きまして、質問5、いじめの問題について学校はP T A等を通じて保護者にどのようなアンケートをとったことがありますか。学校で教育すべきことでない家庭の教育の問題を学校に持ち込むケースがよくありますが、先生の意見をお聞かせください。

委員（西村慎次郎君） 各学校の回答をまとめてみるとということですが、保護者に対する教育の必要性っていうのは、子供に対する教育だけじゃなくて保護者も教育をしていく必要があるんだというところを感じられてる学校が多いなというふうに思いました。そのためにも学校と保護者の信頼関係というのは築いていく必要があるという、これも連携を深めたり、コミュニケーションを十分としていくことにつながってくるかと思います。

そういう中で、家庭と学校っていうのが同じ方向性、同じベクトルという表現をされてる学校がありますけど、方向とその度合いっていうんですか、ベクトルって方向と長さですけども、そういったことを同じベクトルを持って改善していくことが大切だろうというふうに思います。

委員（藤原浩司君） やはりそれこそ西村委員が言われたように、保護者を教育せにやい

かんという言葉から、保護者が家庭内のことと学校に持ち込むということの意見が結構ありました。

そういう中で、保護者も子供も含めた中でいじめの問題であるとか、それから全ての問題、学校環境に関する問題も P T A も含めて、研修会研修会ってやるんですけど、再度保護者も含めて子供も含めた中での、さらにいじめはだめだよというような教育ですか、そういうことの啓発をしていくべきだなというふうに僕はまとめてみたんです。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 保護者に対する教育の必要性を感じる。家庭と学校が同じベクトルを持っていくことが必要である。保護者と子供を含めて教育をし、いじめ防止の啓発をする必要がある。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続きまして、質問 6 でございます。P T A はいじめの問題についてどの程度取り組んでいますか。

委員（西村慎次郎君） 各学校とも P T A では人権教育の中での講演会とか研修会っていうのをされているという回答でした。問題は、そこに出席されない保護者に対する研修とかどうするんなっていうこともあるんですけど、研修会の方法も私が考えるには一方通行の研修会が多いです。考えさせるというか一方的に講師がしゃべってという、そういうよりも課題を与えて保護者の方にそれに対してグループ討議とかして保護者から回答をさせるとかという考え方の研修も取り入れていかなければ、もっといじめに関する関心も深まり理解も深まっていくんじゃないかなというふうには思いました。

委員（藤原浩司君） 私も今 P T A の会長をさせていただきよるんですけど、もう例年同じような形のありきたりの研修でしかないんです。ですから、今西村委員が言われるように、考えていただいて、その回答を保護者から返ってくるような形をとっていかないと、まづもって無理かなというふうに感じております。

ですから、私はもう今、常日ごろ P T A で出る機会があれば、ご家庭でのいじめの問題に対してとあいさつということは、きちっと毎回口が酸うなるぐらい言わさせていただきよんんですけど、それと同じことを学校も含めて、周りの地域も含めた中でやっていくべきと思います。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 出席されない保護者の研修が必要ではないか。また、課題を与えて考えていく研修が必要であろうということでございます。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問7でございます。昔のいじめと現在のいじめの方法は大きく変わっていると思われますが、どういういじめ方がありますか。ネット上のいじめや言葉でのいじめ等について学校はどこまで把握されていますか。また、対応をどうされていますか。

委員（藤原浩司君） このネットのいじめのことっていうのは、本当に見つけにくいと思うんです。ネットのいじめを見つけるっていうことは、何を一番してもらわにやいけないかというたら、やっぱりご家庭だと思いますので、そういったご家庭の情報を入れていただくしか見つけようがないと思うんです。先生方とかネットのパトロールとか、そういうところにも行ってみたりするというような答えもありましたけど、まずはネット上のいじめというのは把握しにくいんで、ネットパトロールの監視を行ってもなかなか把握できないと思うんで、これはもうやっぱり学校側とご家庭側との連携に尽きるのかなというふうな思いがしました。そのまとめです、私は。

委員（西村慎次郎君） 同じ内容になるかもしれないんですけど、昔と今との違いというところっていうと、本質的には変わってないっていうところに私は目を向けました。変わってないんだろうな、ただ方法が多様化しているというところで、なかなか見つけづらいというような状況が出てるというところで、その解決策としては藤原委員が言われたような形だと思います。保護者がしっかりと目を光らせて、学校とも連携しながら対応していく必要があるのかなというふうに思います。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 本質的には変わらないが、方法は多様化している。また、ネットのいじめは把握しにくいので、学校と家庭の連携が必要であるということでございます。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問8、いじめが起きる原因は何ですか。起きないようする方法は、起きた場合どういう対策を現場でされていますか。

委員（藤原浩司君） この問題も本当に難しい問題で、回答的には同じような回答が多いんです。その中でも青野の小学校の校長先生が言わされたように、子供たちが褒められたりとか、勉強でも褒められたとか、家のことをお手伝いをしても褒められないというふうなことが、先ほどもありましたけど、ストレスの要因になってそれが原因でいじめになるというような答えが出たと思うんです。それは、もう実際褒められずに、いいことをしても褒められない、悪いことをしても叱られないというような環境の中で育ちますと、やっぱり子供たちもどうしていいかわからないストレスがたまると思うんで、よいところを見つけて互いに認め合うような集団づくりを学校がすると。それに対しては、ご家庭とやはり連携が必要であると。ご家庭でもよいことは褒め、悪いことは叱っていくと。怒るんではなくして叱っていくということが大切なことかなというふうにまとめました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 褒められる必要性、ストレスのたまらない集団づくりが必要ではないか。

委員（藤原浩司君） お互いを認め合う集団づくりです。

委員長（西田久志君） お互いを認め合う。

委員（藤原浩司君） 家庭も含めて。学校も家庭も含めて。

委員長（西田久志君） ストレスのたまらない集団づくりが必要、お互いを認め合う環境づくりですか。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） それでは、小・中学校の教育環境の生活環境調査。（3）生活環境調査で、質問1、生活環境といじめ、不登校、学力との関連性について先生側から見た意見、また学校と家庭との連携をどう捉えておられるのか。家庭環境、家庭教育について学校側、先生側から見た意見、家庭環境の改善についてまず何を改善すればいいと思われますか。

委員（大鳴二郎君）　　これは前から出るんですけど、家庭と子供さんとの話し合いとか、いいことも悪いことも家庭で話すということが必要じゃないかなと思います。

委員（藤原浩司君）　　大鳴委員の言われたことと重複するかもしれませんけど、やはり家庭です。愛情を注いで、本当に心の底から、おなかの底から愛情を注いだ家庭づくりが一番だと思うんです。1つ前の問8ありましたように、やはり褒めたり叱られたりということ、それから一番いいのが家庭内でその日あったことをちゃんと子供の目の高さまでおりて聞いてあげる。それに対して悪いことは意見をしてあげるというような親子の関係です。これが一番大事かなというふうに、書いてあることは5つありましたんで、そうかなと思います。

〈なし〉

委員長（西田久志君）　　家庭での会話、コミュニケーションが必要。愛情を注いだ親子の関係が必要ではないかということでございます。

委員（西村慎次郎君）　　つけ足しでということで、関連性があるかという質問に対しては、関連性があるという回答をどの学校もいただいていると思いますんで、家庭の生活環境に問題があるといじめが起こる。いじめの加害者にもなったり被害者にもなったりするというところで関連性があるという、またスマートフォンとかゲームの使用についても関連があるという回答が多かったと思うんで、その辺もつけ加えていただけたらと思います。

委員長（西田久志君）　　家庭での生活環境は関連がある。家庭教育について生活環境は関連がある。

委員（藤原浩司君）　　大いにあると。

委員長（西田久志君）　　大いにあると。以上でございます。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君）　　質問2、子供たちの生活改善の課題と対応について。

1、学校運営上において思われること。2、教職員の立場から思われること。3、保護者、PTAに対して思われること。4、議会を含む行政に対して思われることについて委員の皆さんからの意見を求めます。

委員（西村慎次郎君）　　1、2、3、4のそれぞれの視点でというまとめ方をしたかったんですが、基本は早寝、早起き、朝御飯という基本的な生活習慣というのがまずは第一に必

要でしょっていう、まとめるとそんな感じかなというふうに、そういう一言でまとめる
と。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 早寝、早起き、朝御飯が必要というふうに尽きるという。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、生活環境質問3、PTA、地域との連携をいかに密にして生活環境を改善していますかでございます。

委員（藤原浩司君） ここは、13校ある中、大体同じことなんんですけど、PTAだけでなく要は地域の皆さんと、学校評議員も含めた中で民生委員さんとか地域の方々も含めた中で、みんなで手をつなぎながら、お互いをしっかり見詰め合って子供の生活をしていくこということが一番なんかなというふうに感じました。

まとめてみると、学校、地域、そして親同士のつながりも大切なことかなというような3点に絞ってみました。そうすることで、やはり子供の環境っていうのは、親同士が仲よく話し合うことでわかることもありますし、子供もその親を見たときには、子供も親御さん同士が仲よくすることによってそこの家のご家族の子供とも仲よくしていくんではないかというような感じを受けましたんで、今言った3つがまとめかなと思いました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） PTAだけではなく地域を含め、また親同士のつながりが必要であり、その中で子供の生活を見守る必要性。

委員（藤原浩司君） 要は、地域と親同士がまとまってつながりを持つことによって生活環境が改善されると。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続きまして、質問4、先生方の研修結果をどのように生活環境改善に役立てていますか、活用されていますか。

委員（藤原浩司君） 本当に、夏休みとかも私も一度調べたことがありまして、かなりの研修へ行かれておられます。そういう中で、全体の答えは、それを反映させてるよという答えがあったんですけど、それが絶対にいい方向で反映されてあるんであれば不登校もいじめも起きないと思います。学力も低下しないと思います。ということは、それがちゃんと生かされてないということだと私は思います。

それに関しては、教職員さんの忙しいスキルの中でこれを分かち合うことがなかなか難しいのかなというふうに思いました。ですから、研修は研修として一つの研修に対してやはり徹底して先生方も協力を得たいというふうなまとめにしてみました。

委員長（西田久志君） 研修の成果が生かされているように見えない。

委員（藤原浩司君） 見えない。

委員長（西田久志君） その中で、先生方の協力で……。

委員（藤原浩司君） 先生方全て全体としての協力が必要であると。それは教育委員会も含めて。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 研修の成果が生かされているように見えない。先生方全ての協力が必要であろう、教育委員会も含めてということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） それでは、質問5、生活環境の変化は、児童・生徒の成長にどのように影響しますかでございます。

委員（大鳴二郎君） これでは、強いて言えば、小学校の低学年の子供さん方をよりよいように習慣づけると。小さいときから悪いことは悪い、いいことはいいという、そういう習慣を身につけておけば、中学ぐらいになっても余りいじめに対処しないんじゃないかなと思いますので、小さいときにそういう生活環境を教えとくと。悪いことは悪い、いいことはいいということをと思う。

委員（藤原浩司君） 全体の答えが、生活環境が悪いと、学力にしても生活環境にしてもすごく悪影響を与えるということの答えがほとんどだと思います。そういった中で、こことの問い合わせについてまとめてみると、生活環境がよくなれば心の安定が図られるから子供たちの成長にとってはすばらしい影響を与えるということのまとめでいいんではないかと思いま

す。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 小学校低学年の教育が必要であろうと思われる。生活環境がよくなると子供たちにすばらしい影響を与えるであろう。

委員（三宅文雄君） これも変化はそれぞれ言われるんですが、最近の子供は、稻倉でちょっとと言われとつてんですけど、夜型になってきるような傾向があると思うんです。だから、やはりそういうのを改善することによってええ方向へいけるんじゃないかなというように思うんです。

委員長（西田久志君） 生活環境がよくなればっていうことですね。

委員（三宅文雄君） そうです。

委員長（西田久志君） 大きく集約して先ほどの2点ですか。小学校低学年の教育が必要であろうと思われる。それも含めて生活環境がよくなると子供たちにすばらしい影響を与えるであろうということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問の6、現在の児童・生徒の生活指導で特に問題と考えることは何か。

委員（西村慎次郎君） まとめとして、原因というか問題を考えることはということで、親の愛情が足りていないということが第一なのかなと思ってます。愛情不足とか親から子供へ伝える伝え方がわからないとか間違っているとか、親自身の余裕がないっていうのが原因かなというふうに思って、ある校長先生は愛情障害という、知的障害とか発達障害といろいろある愛情障害という言い方をされてる校長先生がいらっしゃいましたが、愛情障害となってる児童の割合がふえてきてるというのが今の問題かなというふうに思っています。

委員（藤原浩司君） 西村委員が言われるとおりで、それへプラスしてやはり保護者の子供たちの生活環境に対しての価値観が多様化しとるということです。要は、保護者の方もどれを目標にすべきかということがきちっと把握できてないと思うんで。今西村委員が言うてんようなところに重点項目を置いた価値観を一つにまとめていただくという、同じ目標、子供たちを安全・安心に育てるという目標を持っていただくという、その目標が多分多様化してるから子供たち一人一人がばらばらになるんではないかと思いますんで、西村委員の言わ

れることにプラスして価値観の多様化を考えなくてはならないというふうな形でしていただきたいなと思います。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 親の愛情不足、余裕がない。特に、愛情障害がある人があると。また、保護者の生活環境が多様化している。その中で子供たち一人一人がばらばらになっているんじゃないかということでございます。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） ちょっと小学校のほうを足早にいったんですけど、どうでしょうか皆さん。

〈なし〉

委員長（西田久志君） なければ、今度中学校のほうへ移ります。

施設整備状況の調査ということで、同じく質問1でございます。

小・中学校の児童数、生徒数と施設の規模、教育、運動場等の面積は現状では比例していませんが、子供たちが学校生活を送る上で、先生方は施設の格差の問題をどう感じられていますか。委員の皆さんのお見を求めます。

委員（西村慎次郎君） 小学校と同じような傾向ではあると思うんですが、中学校でいくと、特に部活動に関しては、井原中学校のほうは使用割り当てですか、そういう使用時間決めるとか場所を制約しての部活動をされてるっていう現実があるのかなと。ただ、昔はもっと大変だったかなとは思いますけど、今でもそういう傾向があるというのは回答から伺えました。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 井原中学校は特にあれですけど、部活動の面においての格差ということですか。

委員（西村慎次郎君） どこの学校も多分そういう割り当てはしながら、工夫しながら部

活動はされてるんでしょうけど、特に多分井原中学校はそういった制限が大きいのかなというところで。

委員長（西田久志君） 制限が。

委員（西村慎次郎君） 使用割り当てに対する制限が大きいだろうなというふうに伺えます。

委員長（西田久志君） 部活動で、使用割り当てに対して制限が大きいということですね。

委員（大鳴二郎君） この中に、特に皆、現状に有効に利用しとるということがあるんで、その場その場で結構合ったことをやっとる。井原の中学校だけは別ですけど、書いてあるんで有効に利用しとるというだけでええんじやねんですか。

委員長（西田久志君） 工夫して有効に利用しているということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） それでは、質問2、複式学級はどのような形で行われていますか。学校生活に不便はないですか。また、学力向上に問題はないですか。

委員（三宅文雄君） これはもうよろしいと思います。

委員長（西田久志君） わかりました。

次に移ります。

質問3、特別教室の面積が普通教室より多いところがかなりあるようですが、特別教室の中に空き教室がたくさんあるんではないですか。これらの空き教室を有効に利用する考えはありませんか。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問4、大規模校と小規模校の職員の職場環境の違いについて委員の皆さんのご意見を求めます。

委員（三宅文雄君） これは、中学校なので余り大規模校、小規模校というても、規模はそんなに小規模でもないし、大きな違いは感じていないということをまとめればいいんじゃないでしょうか。

委員（宮地俊則君） 同意見。

委員長（西田久志君） 中学校なので、大規模、小規模校の格差がないということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続きまして、質問5、市全体で、また本校でこれは必要といった施設整備に関する環境の声について委員の皆さんのお意見を求めるところです。

委員（西村慎次郎君） 小学校と同じようなご意見かなと思いますが、空調設備とか教室用パソコンに対する要望が多いというふうに思います。

もう一つ、校務システムっていうのも3校要望されてるんで、そういう事務処理とか成績管理とか、そういったところでのシステム導入によって軽減ができるのかというような要望も上がってるなというふうに思います。

委員（宮地俊則君） 今も言われた校務支援システムというのを、これ自体を我々がもうちょっと研究せにやいけんのんじやねえかなど。

委員（藤原浩司君） 今言われるように、校務支援システムの必要性を物すごく感じておる中で、やはり生徒一人一人の個人情報が安全に管理されるデータセンター的なシステム、要はもう先生方の仕事を軽減するためにこういうシステムの導入っていうのは、ソフト的なものは必要ではないかなと思います。要は、パソコンのハード的なもの、ソフト的なものも十二分に考えて導入すべきというようなまとめでどうでしょうか。

委員長（西田久志君） 空調、教室パソコン等については小学校と同じようにあるが、校務支援システムを考える必要がある。データ管理について……。

委員（宮地俊則君） それは一体のことでしょう。

委員長（西田久志君） 一体のことですね、これは。校務支援システムを考える必要があるということです。

委員（藤原浩司君） 支援システムプラス生徒の個人情報。

委員長（西田久志君） 生徒の個人情報。

委員（藤原浩司君） のデータシステム。要はソフト的なもの。

委員長（西田久志君） 生徒の個人情報の……。

委員（藤原浩司君） 導入ですかね。

委員長（西田久志君） 導入ですか。

委員（藤原浩司君） データセンター的な導入。

委員長（西田久志君） データセンター的なものの導入です。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問6、各学校のＩＣＴ機器の利用状況について。どの程度使いこなしていますか。また、どれぐらい効果があり、役に立っていますかでござります。

委員（藤原浩司君） これももう小学校と同じで、絶対に必要があると。パソコンとプロジェクター等々必要があると。テレビなり造影するものが必要であるというふうにまとめればどうでしょうか。

〈なし〉

委員長（西田久志君） パソコンとプロジェクターは必要である、ですか。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 次に、質問7、毎年夏に環境整備等ボランティアとして保護者が行っている作業の作業内容についてでございます。

委員（藤原浩司君） これも小学校と同じで、高屋に関しては全然環境整備ボランティアがないというふうにも回答があったんですが、あの4校に関しては、小学校等々公民館や通学路の整備のほうでもやっていただきよることで、保護者、学校、それから地域の方々の連携によっての整備でいいんじゃないですか。小学校と同じまとめで。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 保護者、学校、また地域の方々との連携が必要であると。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） なければ、質問8、校舎等施設も古くなってきているところが多い中で、先生方も危険箇所を把握しておられると思いますが、今後どのように市に要望していかれますか。

委員（藤原浩司君） とりあえず、ここのご回答を全部聞いたところでは、本当に緊急性を持って取り組まにやいけんことは教育委員会のほうへかけあって対応していただきよると

いう回答が返ってきてます。そういう中で、少し小さい案件、大きい案件とありますけれど、その都度教育委員会のほうへ相談されると。教育委員会の教育課長のほうは知り得ないことがある、これはもうはつきりと言って、また担当が違うということありましたけれど、要はここはもうとにかく学校ごとに緊急性を求めるものは小学校と一緒に、整備していく必要があるというふうにしとけばどうでしょうか。

委員（宮地俊則君）　　これは、それぞれの学校において適宜に要望されている実態があるということで。課題というもんじゃなくて、これは現状です。まとめると、それはそれぞれされているということでよろしいんじゃないですか。

委員長（西田久志君）　　と、先ほど藤原委員が言わわれたように、整備していく必要はやはり……。

委員（藤原浩司君）　　あります。

委員長（西田久志君）　　あるというのは要るのではないかと言われるんですが。現在、適宜教育委員会のほうへ学校からは要請はされているということで。

委員（宮地俊則君）　　それは、今我々の希望というか、なってくるんじやけど、そこまで踏み込んで今ここでまとめて。

委員（藤原浩司君）　　まとめにやいけんでしょう。

委員（宮地俊則君）　　わかりました。そういう方向でいかれるということで、そうでいいです。

委員（三宅文雄君）　　ここで、木之子中学校の南校舎の建てかえを要望していますということが出とんですけれども、井原市は井原中学校を除いて全部耐震は終わつとるんじゃないんですか、と私は理解しとんですけど。耐震化工事。

委員（宮地俊則君）　　木之子。

委員（三宅文雄君）　　ええ。木之子中学校の南校舎の建てかえを要望していますということが入つとるんですけど。

委員（藤原浩司君）　　木之子中学校の場合には、井原中学校と違って年度が新しいんで、耐震のことは問題ないと思いますけど、多分手狭になっておるんではないかというふうな思いがありますけど。たしか、そういうふうな言い方をされちゃったような気がしますけど。

建てかえを要望していますんですけど、これはもう議会がほんならどんどんやってくれえと言うてもお金のかかることですからどうにもならんでしょうけど、でもそれに対しては、今後真摯に受けとめて、地域と官民一体となってお話をすると中で井原中学校みたいに進めていくべきではないかということがありますんで。ですから、先ほど私が言いましたように、委員長が言つたように、各学校ごとに要望はしてるけど、お金のすごくかかることに関しては

後回しになっているような状況がありますんで、これは委員会としてもきちっとした予算を取るなり、話し合いを進めていくべきであるというふうにまとめたらええかと思いますんで。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） それでは、質問9、防犯上、校門については不審者対策ができるようですが、それ以外のところについて不審者が入らない対策ができますか。

委員（藤原浩司君） これも小学校と同じで、どっからでも入ってこれるというような形がある。夜間はチェーンをかけるとかして入れないようにしとるところも一部あるとは思いますが、もうほとんどが大体十分でないと。防犯的にカメラの設置とフェンス等々をやっていただきたいというのがほとんどじゃないかと思いますんで、これに関してはそのまとめでいいんじゃないかなと。足らない、十分ではないということで。小学校と同じです。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 十分でない、カメラの設置、フェンスの整備等が必要であろうということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、いじめ問題について。

質問1、学校アンケートの結果を踏まえて実態はどうですか。いじめの芽となる状況がありますか。学校として気づかれていることがありますか。

委員（藤原浩司君） これも小学校と同じで、いじめの芽はどこにもあるもんなんで、とにかくもう家庭と学校との連携を密にしていただくしかない。それから、各家庭でのいじめに対してのきちっとした教育も必要であろうというふうにまとめたらどうでしょうか。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 家庭、学校の連携、また家庭での教育が必要であろうと思われるということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問2、今までの取り組み内容と現状の具体的な課題、学校としての今後の取り組みについて皆さんのご意見を求める。

委員（藤原浩司君） 中学校の場合には、小学校といじめがまた全く変わってくると思うんです。基本的には、先ほど前のことと答えたようなまとめになるんではないかと思うんですが、やはり井原中学校では、それこそ早期発見と、ほかも早期の発見ですけど、DVDとかの視聴をさせながら、要は子供たちに考えさせる教育っていうのを書かれておられるんです。

これは、小学校のところで西村委員も言われたように、保護者に考えていただくと同時に子供たちにも自分らで考えてもらう。それがいいか悪いかということの判断をさせるためにも、そういう教育、道徳であるとかというものを進めていくべきではないかというようなまとめになりませんでしょうか。

委員（大鳴二郎君） 今言われたように、道徳教育の充実です。道徳教育の充実。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 保護者に考えてもらう、また子供たちにも考えさせる必要がある。道徳教育の充実が必要である。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） それでは、質問3、適正な教員の配置をすることにより、いじめ問題を解消することができるのではないかと思います。大きい学校では、1人の先生が多くの子供を見なければいけないので目が届かないと思います。そういうことがいじめの原因になってしまいかでございます。

委員（藤原浩司君） ここの場合には、小学校とも類似するところはありますけど、特に校長先生が答えられるとというのは、職員数が多いほどが子供に対しての距離が短くなつて、問題行動のいじめとかの早期発見ということにつながるということが書かれてある中で、要は教職員の数が足らないというような形を全体が言われるとんかなと。それに対する考え方を、もっと具体案を練っていくべきだと思うんで、ここは最重要課題で、教職員の手

狭になった状況を把握しながら、どのような支援ができるかというような形で、課題プラスまとめを入れてみたらどうでしょう。

委員（西村慎次郎君） つけ加えで、中学校と小学校の違いっていうと、担任は当然いるんだけど教科ごとに先生が変わるというところの違いがあるんで、そのあたりは教員間での連携は密にしていくという必要があるかなというふうに、そこをつけ加えていただけたらと思います。

委員長（西田久志君） 生徒の数が多くなるほど、生徒の距離が遠くなる。教職員の数が足らないことを考える必要がある。

済いません、再度藤原委員から。

委員（藤原浩司君） 教職員さんが足らないという実態がもう浮き彫りに出たと。それに対して教職員さんの忙しいスキルの中で、どういったことを支援すべきが一番手っ取り早いかと。お金もかかるんか、かかるんのか。かかる方向でどのような形にしていくべきかという課題とまとめです。教職員が足らないということはもうまとめなんで、それに対する支援はでは何かという課題をここでつけ加えて、さらに深くここだけは最重要課題で皆さんと一緒に意見を述べ合うべきだと思うんで、それを書いておけばどうかなと思います。

委員長（西田久志君） 教職員にどういったことを支援するべきか課題を見つける必要性があるということです。

委員（藤原浩司君） 支援に対しての課題です。

委員長（西田久志君） それから、先ほど、先生間の連携を密にする必要があるということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 質問4、いじめの芽がどこにあるのか。こうしたらいじめがなくなるといったアイデアを聞かせていただきたい。

委員（宮地俊則君） これも小学校と一緒にやる。

委員長（西田久志君） 小学校と一緒に。

委員（藤原浩司君） まあ一緒に。

委員（宮地俊則君） 基本的にはなくならない。どこにでもある。

委員（藤原浩司君） もう本当に小学校と同じなんですけど、一番思春期の難しい中学生なんで、生徒と保護者、地域の方の人間関係をしっかりと築くことがいじめをなくする環境になるんだというようなまとめでどうでしょうか。

委員長（西田久志君） 地域、学校、保護者との関係を密にすると。

委員（藤原浩司君） そうです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続きまして、質問5、いじめの問題について学校はPTA等を通じて保護者にどのようなアンケートをとったことがありますか。学校で教育すべきことでない家庭の教育の問題を学校に持ち込むケースがよくありますが、先生の意見をお聞かせください。

委員（藤原浩司君） ここも小学校と同じ部類には入ると思うんですが、先生方が答えられるとるのは、家庭の問題が学校に寄りかかってくることが本当に多いというような回答だと思います。その中で、それを引き受けないわけにはいかないというふうに先生方も言われてるんで、要は学校に任せっきりではなくて、上と同じような答いで、官民一体、それから地域一体となって子供にかかわっていくという希薄な面を取り除いていかにやいけんのかなというように思いました。

特に、小学校はまだ小さいから気をかけますけど、中学生ぐらいになると余り子供たちに目を大人も向けてないと思うんで、地域の方々も。その辺をもっと希薄にならないようにするということ、要は連携です。上と同じようなまとめになりましょう。

委員長（西田久志君） これは、小学校と同じという、質問5のということです。

委員（藤原浩司君） そうです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） わかりました。

質問6、PTAはいじめの問題についてどの程度取り組んでいますか。

委員（宮地俊則君） これは現状だけでよろしいんじゃないですか。PTAにどうせえこうせえという根拠にはならんと思いますんで。

委員長（西田久志君） これは実態。

委員（宮地俊則君） 大きく分けて、取り組んでいるところ、いないところとありますけどもいるところは、PTA研修会や講演の啓発活動をされているという、あるいは母親委員会とか懇談会とか、そういうところを通じて取り組んでいるという実態。

委員（藤原浩司君） 小学校と同じです。

委員（宮地俊則君） この結果を受けて、どうせえこうせえということをPTAに対して言うわけにいかんでしょう。

委員長（西田久志君） 小学校のほうは、出席されない保護者の研修が必要であろうとか、一方的な研修じゃなくて課題を与えて考える研修が必要であろうと。

委員（藤原浩司君） それと同じで僕はいいと思います。課題を持たせて考えさせにやいがんでしょう。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問7、昔のいじめと現在のいじめの方法が大きく変わっていると思いますが、どういういじめ方がありますか。ネット上のいじめや言葉でのいじめ等について学校はどこまで把握されていますか。また、対応をどうされていますか。

委員（藤原浩司君） もうこれも小学校と同じでいいんじゃないですか。いい答えも西村委員のほうから言われたと思いますが、昔のいじめと今のいじめは違うというような回答もありますけど、マスコミとかというのにどんどん我々が言うわけにもいかないんで、要はそれに対する要因とかというものが問題になってくること。

それから、ネット上のいじめっていうのは本当にわからないんで、学校とご家庭との連携しかないんで、小学校と同じでいいんじゃないですか。

委員長（西田久志君） 小学校のまとめと一緒にということでございますが、どうでしょうか。

委員（大鳴二郎君） 木之子の中学校のここへ書いてある専門家を招いて職員研修を行っていますという、こういうことは他の中学校でもまねすればいいんじゃないかなというように思います。ちょっと加えてください。いいことは。

委員長（西田久志君） 専門家を招いての職員研修が必要であろうということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続きまして、質問8、いじめが起きる原因は何ですか。起きないようにする方法は。起きた場合、どういう対策を現場でされていますか。

委員（藤原浩司君） これも小学校と同じ答えでいいんかなと思うんです。というのは、ストレスをためさせない。体が大きくなつて思春期のときには、またさらにきついストレスがたまると思うんで、そういうストレスのたまらない環境づくりというような答えが、さっ

き小学校のほうでもまとめてたと思うんで、そのような形で、とにかく官民一体となっての学校と家庭とのさらなる連携、プラスご家庭でストレスをためないようなご家庭に対しての指導というのが必要ではないかと。同じでいいんではないですか。

委員長（西田久志君） 褒められる必要性、ストレスのたまらない集団づくりが必要。お互いを認め合う環境づくりが必要であるということでございますが、どうでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） それでは、生活環境調査の1番でございます。

生活環境といじめ、不登校、学力との関連性について。先生側から見た意見、また学校と家庭との連携をどう捉えておられるのか。学校環境、家庭教育について学校側、先生側から見た意見。家庭環境の改善についてまず何を改善すればいいと思われますかでございます。

委員（西村慎次郎君） これも小学校と同じような内容でいいと思いますが、ざっとまとめると、生活環境といじめなどの問題行動っていうのは大いに関係性があるということで、これも小学校のときと一緒にです。学校と家庭っていうのが寄り添って問題解決に努める姿勢が必要ということで、保護者が子供にしっかりととかかわろうとする環境の構築が望まれ、親子で話す機会をふやしてほしいというのが意見かなと思います。

〈なし〉

委員長（西田久志君） 小学校と一緒にということとさせていただきます。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 質問2、子供たちの生活改善の課題と対応について。1から4でございますが、皆さんのご意見を求めます。

委員（西村慎次郎君） 小学校と同じ生活改善というところで、小学校では早寝、早起き、朝御飯という、そういった基本的な生活習慣をつくっていくということが大切だということですが、中学校に入ってそういうことをやったんじや遅いというところが中学校の思いではないかなというふうに受け取れますので、小学校の低学年からというか、小さいころからの習慣づくりっていうのが必要じゃないかということをつけ加えたいというふうに思います。

委員長（西田久志君） 小学校と同じ、それに生活習慣の改善、小さいころからの習慣づくりが大切であると。

委員（大鳴二郎君） もうここへ書いてあるように、いばらっ子生活リズムプロジェクト、これを推進していくと。この中を見りやわかるんじやけど、いばらっ子生活リズムプロジェクトは、学力、体力の向上、情緒の安定を図る。また、今さっきあった食べて、動いて、よく寝るという、そういう意味のことあります。生活プロジェクトの推進。

委員長（西田久志君） をつけ加えます。いばらっ子生活リズム向上プロジェクトの必要性ということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問3、PTA、地域との連携をいかに密にして生活環境を改善していますかでございます。

委員（西村慎次郎君） 各学校で保健だよりですか学校通信等を利用しての周知、啓発活動はされてるというところで、学校、地域、親、先ほど小学校でありました親同士っていうところも含め、連携を強化していく必要があるかなというふうに思います。

一つ、井原中学校で書いてある、中学校区の幼、小・中で連携している生活習慣についてのリーフレットっていうのを作成されているというところで、その内容はぜひ見たいなとは思いますし、いいものはぜひ横展開もしてほしいなというふうに思いました。

委員長（西田久志君） 保健だよりとか給食だよりとかをもとに、家庭との連携というか、ということですね。

委員（西村慎次郎君） 多分、そのあたりは小学校でも入ってる。

委員長（西田久志君） 小学校と一緒に、PTAだけではなく地域で親同士のつながり、子供生活を見守る必要性だったと思うんですけど。

委員（藤原浩司君） それにプラスして、今西村委員が言うてのが、中学校区の幼、小・中で連携をとって生活習慣についてのリーフレットをつくつとるという、そういうようなものも課題の中に入れて、それも見たいと。課題につけ加えるというようなことじゃないですか。

委員長（西田久志君） 幼、小・中の連携をもってということです。

委員（藤原浩司君） 中学校区で。

委員長（西田久志君） 校区の。

委員（西村慎次郎君） 多分、これは井原中学校区の範囲でやられてるんだと。

委員（藤原浩司君） やっとる。結構広い。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問4、先生方の研修結果をどのように生活環境改善に役立てていますか。活用されていますか。

委員（三宅文雄君） これはもうここへ書かれとることをそのまま出せばいいんじゃないかと思うんですけど。

委員長（西田久志君） ここに書かれていることを。

委員（三宅文雄君） 大体どこの学校も5つ同じようなことを書かれとったと思うんですけど。

委員（藤原浩司君） 結局、小学校と同じことでしょう。ほとんど変わらないと思います。どっちにしても一緒です。生活環境においては地域連携ですから、もうほとんど一緒にいいんじゃないかと思います。

委員長（西田久志君） 小学校と一緒にということで。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問5、生活環境の変化は児童・生徒の成長にどのように影響しますか。

委員（藤原浩司君） これも小学校と同じでしょう。生活習慣は、もう本当に子供に対してすごく影響をもたらしますんで。それプラス、つけ加えるとすれば、ちょうど一番微妙なラインの中学生ですから、物すごくデリケートな部分が小学生とは違うと思うんです。その辺は、じやからよく感化しながら生活習慣を改善すべきであるというふうにまとめたらどうでしょうか。人格がすごく難しい思春期になってきますんで。

委員長（西田久志君） 小学校のアンケートの中での生活環境がよくなると子供にすばらしい影響を与えるだろうということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 続いて、質問6、現在の児童・生徒の生活指導で、特に問題と考えることは何かですか。

委員（宮地俊則君） これもいろいろ言い方、表現の仕方は違いますけど、やはり基本的な安定した生活習慣が重要であるということを皆さん言っておられるんでしょう。テレビゲームなんか載つりますけど、それらも含めて。そういった生活習慣と、それからゲームなんか結局したら夜更かししたりするということになりましょうから。そういった安定した生活習慣を身につけることがより重要でしょう。

委員長（西田久志君） 安定した生活習慣を身につけることが必要であるということです。

〈異議なし〉

委員長（西田久志君） 小学校、中学校のアンケートをまとめさせていただきましたが、本当に短時間でやったということは否めないわけでございますが、それぞれをまとめさせていただきたいと思います。正副委員長でまとめさせていただきまして、それを皆様に配付したいと思います。そして、それで協議していくわけでございますが、スケジュールによりますと、2月に提言できればですけど、最終のゴールだと思っております。

その中で、11月、12月、1月という3ヶ月しかございませんが、11月は一遍ぐらいしほうがいいんではないか、また12月にはその内容に従いまして二遍ぐらいは考えなければいけないかなと思いますし、1月も二遍ほど、回数も暫定的でございますが、その中でまとめたものにつきましていろいろこの委員会で考えていきたいわけでございますが、予定としまして、11月中にはいろいろ皆さんの予定もございますので、ちょっと考えさせていただきまして、21日ぐらいはどうかなという思いがあるんですけれど、どうでございましたよ

委員（宮地俊則君） 21日、広聴広報がある。

委員長（西田久志君） 21日に。

委員（宮地俊則君） 10時から。

委員長（西田久志君） 10時に。

委員（宮地俊則君） 議会だよりよな、これ。

委員長（西田久志君） 19日はどうでしょうか。

委員（大鳴二郎君） 私がおらん。農業共済研修会。

委員長（西田久志君） ほんなら、21日の午後からじゃ無理みたいな。

大丈夫ですか。じゃあ21日の午後1時でございます。11月21日の午後1時ということでございますが、スケジュールで先ほど言いましたけど、2月に執行部のほうへ何がしか

提出したいなとは思うんですけど、それに向かっていく上できょうもまとめていただきましたけれど、それぞれに21日の午後1時に向けて考えてきていただきたいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

委員（大鳴二郎君） これまとめにやいけにやあの。

委員長（西田久志君） まとめにやいかんです。

委員（西村慎次郎君） きょう話した内容のまとめは、まとめたものを事前にいただけます。

委員長（西田久志君） そうです。

委員（西村慎次郎君） それをもとに今後どういう対策をとっていくべきかという、執行部に対する提案をどう絞ればいいのかというのを検討してくるという。

委員長（西田久志君） そういうことです。

委員（西村慎次郎君） いついただけるんですか。

委員長（西田久志君） 済いません、早急に。よろしくお願ひします。

〈なし〉

委員長（西田久志君） ないようでございますので、本件については終わります。

その他の本委員会の所管に属する事項で、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

〈なし〉

委員長（西田久志君） ないようでございます。

以上で所管事務調査を終わります。

〈議会への提案について〉

〈回答案について協議〉

〈決定〉

〈議長あいさつ〉

委員長（西田久志君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございま

した。

議会への提案について

回収場所	記入日	内 容
市役所 1階	7月15日	わが家は自治会に入っています。一般新聞もとっています。“『広報いばら』を毎月郵送してもらえないか”とお願いしたら、“取りに来て下さい”と断られました。 市外の広報も頼めば無料で送ってくれるところ自治体は多いです。「広報」ですから、せめて市内の家には届けてもらってもいいと思います。ご検討下さい。

回答（案）

この度は井原市議会へご提案をいただきありがとうございます。
○○様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。
ご提案いただきました「広報いばら」の郵送につきましては、執行部に確認しましたところ、「郵送での対応はしていません。「広報いばら」は公民館等の公共施設へも配置していますのでご利用いただきたい。」との回答がございましたのでご了承ください。
今後も、お気づきの点等がございましたら、市役所担当課もしくは市議会へご提案をいただきますようよろしくお願ひいたします。

回収場所	記入日	内 容
市役所 1階	8月20日	<p>さくら団地に住んでます。</p> <p>まだ分譲中の空き地の草刈をしていただけませんか？草が大きくなりすぎて、我が家家の敷地に入ってきたり、子供が怪我をしてます。</p> <p>とても大きくて、自分たちではなかなか抜けません。（市の敷地なので勝手にすることはダメですよね。）</p> <p>今、新しく土地を広げられてるみたいですが、売っていない土地もきちんと整備して頂けると有難いです。新しく購入される方は、整備されてない場所より、綺麗な方を買われますよね。</p>

回答（案）

この度は井原市議会へご提案をいただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、執行部に確認した結果をもとに井原市議会から回答させていただきます。

ご提案いただきました「さくら団地」の分譲中の空き地の草刈につきましては、執行部に確認しましたところ、「現在、委託して年に1回草刈を行っていますが、今後、現地の状況を見ながら回数を増やしていきたい。」との回答がございましたのでご了承ください。

今後も、お気づきの点等がございましたら、市役所担当課もしくは市議会へご提案をいただきますようよろしくお願ひいたします。